

# 【警視庁本部の課長代理の担当並びに係の名称及び分掌事務に関する規程】

昭和38年8月1日  
訓令甲第18号  
存続期間

(目的)

第1条 この規程は、警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号）に基づき、警視庁本部（以下「本部」という。）の課長代理の担当並びに係の名称及び分掌事務に関する事項を定めることを目的とする。

(課長代理及び副所長の担当並びに係の名称及び分掌事務)

第2条 本部に設置する課長代理及び副所長の担当並びに係（警視庁運転免許本部、警視庁運転免許試験場及び警視庁通信指令本部の課を含む。）及び係の名称及びその分掌事務は、別に定めのある場合のほか、別表に定めるとおりとする。

(分掌事務の特例)

第3条 所属長は、臨時に必要があると認めるときは、課長代理（警視庁健康管理本部及び警視庁科学捜査研究所の科長、警視庁運転免許本部、警視庁運転免許試験場及び警視庁通信指令本部の課長、警視庁サイバー攻撃対策センター及び警視庁捜査支援分析センターの副所長並びに東京都公安委員会室、警視総監秘書室、警視庁犯罪被害者支援室、警視庁庁舎管理室、警視庁取調監督室、警視庁情報公開センター、警視庁会計監査室、警視庁遺失物センター、警視庁検収センター、警視庁装備開発運用センター、警視庁通信管理運用センター、警視庁制度企画室、警視庁採用センター、警視庁職員相談支援センター、警視庁拳銃指導室、警視庁通訳センター、警視庁交通反則通告所、警視庁暴走族対策室、警視庁白バイ訓練所、警視庁都市交通管理室、警視庁交通管制センター、警視庁放置駐車対策センター、警視庁危機管理室、警視庁特命捜査対策室、警視庁聴訴室、警視庁生活安全相談センター、警視庁ストーカー対策室、警視庁金融犯罪対策室、警視庁ネットワーク捜査指導室及び警視庁組織犯罪対策情報分析室の長を含む。）以下の所属職員にその分掌に属しない事務を処理させることができる。

付 則

- この訓令は、昭和38年8月1日から施行する。
- 第2条の規定にかかわらず、警備部警衛課に次の表の左欄に掲げる事項を担当する課長代理及び中欄に掲げる名称であつて右欄に掲げる事務を分掌する係を置く。

|      |      |   |
|------|------|---|
| 上皇警衛 | 上皇警衛 | 1 上皇上皇后両陛下の警衛に関する事。<br>2 上皇上皇后両陛下の御所周辺警備の連絡調整に関する事。 |
|------|------|---|

- 前項の規定による課長代理及び係が置かれている間、警備部警衛課に置かれている次の表の左欄に掲げる事項を担当する課長代理及び中欄に掲げる係は、右欄に掲げる事務を分掌する。

|      |      |   |
|------|------|---|
| 第二警衛 | 警衛第二 | 1 皇嗣同妃両殿下及びその子たる内廷外皇族の警衛に関する事。<br>2 皇嗣同妃両殿下の宮邸周辺警備の連絡調整に関する事。         |
| 第三警衛 | 警衛第三 | 1 内廷外皇族の警衛に関する事（警衛第二係の分掌事務を除く。）<br>2 宮邸周辺警備の連絡調整に関する事（警衛第二係の分掌事務を除く。） |

以下改正付則抄録

付 則（昭和42年8月訓令甲第24号）

この訓令は、昭和42年8月31日から施行する。ただし、安全運転学校に関する事項については、昭和42年10月1日から施行する。

付 則（昭和43年6月訓令甲第20号）

(施行期日)

- この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。ただし、別表中6刑事部捜査第四課に関する改正規定は、同年6月20日から施行する。
- 略〔警視庁警察署処務規程の一部改正〕

別表

1 総務部

| 課  | 課長代理担当 | 係  | 分掌事務   |
|----|--------|----|--|
| 企画 | 庶務     | 庶務 | 1 部内及び課内の庶務に関する事。<br>2 課内の予算経理に関する事。<br>3 諸会議の運営、連絡に関する事。<br>4 本部会議室の管理に関する事。<br>5 儀式に関する事。<br>6 寄付の取扱いに関する事。<br>7 警視庁図書類購入審査委員会に関する事。<br>8 殉職職員の慰霊に関する事。<br>9 部内他課及び他の部の所掌に属しない警察事務に関する事。 |

|      |          |            |                                  |                            |
|------|----------|------------|----------------------------------|----------------------------|
|      |          | 副総監秘書      | 1 副総監秘書に関する事。                    |                            |
| 企画   | 調整       | 1          | 警察運営の総合的調整に関する事。                 |                            |
|      |          | 2          | 総監訓示の資料に関する事。                    |                            |
|      |          | 3          | 都議会、都庁等に対する総括調整に関する事。            |                            |
|      |          | 4          | 長期計画に関する事。                       |                            |
|      |          | 5          | 2部以上に関連する資料の調整に関する事。             |                            |
|      |          | 6          | 条例案の提出事務に関する事。                   |                            |
|      | 組織       | 1          | 本部及び警察署の組織機構に関する事。               |                            |
|      |          | 2          | 警察制度の調査研究に関する事。                  |                            |
|      | 企画管理     | 1          | 警察署の管轄区域に関する事。                   |                            |
|      |          | 2          | 本部及び警察署の処務に関する事。                 |                            |
|      |          | 3          | 証明事務に関する事。                       |                            |
|      |          | 4          | 勤務制度に関する事。                       |                            |
|      |          | 5          | 宿日直の許可事務に関する事。                   |                            |
|      |          | 6          | 警察参考人等に対する費用弁償に関する事。             |                            |
|      |          | 7          | E T Cカード及び公務従事車両証明書に関する事。        |                            |
|      |          | 8          | 行政処分に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。       |                            |
| 庁務   | 庁務第一     | 1          | 国会及び政府諸機関との連絡等に関する事。             |                            |
|      |          | 2          | 国会、都議会等に関する資料の整備に関する事。           |                            |
|      | 庁務第二     | 1          | 都議会、都庁等との連絡等に関する事。               |                            |
|      |          |            |                                  |                            |
| 文書   | 文書       | 1          | 課内の庶務及び予算経理に関する事。                |                            |
|      |          | 2          | 公印の管守に関する事。                      |                            |
|      |          | 3          | 文書に関する関係機関との連絡調整に関する事。           |                            |
|      |          | 4          | 課内他係の分掌に属しない文書に関する事。             |                            |
|      |          | 史料編さん      | 1                                | 警視庁史の編さんに関する事。             |
|      |          |            | 2                                | 警視庁事務年鑑の編集に関する事。           |
|      |          |            | 3                                | 統計資料の収集に関する事。              |
|      |          |            | 4                                | 警視庁の統計の編集に関する事。            |
|      |          |            | 5                                | 警察統計（他の分掌に属するものを除く。）に関する事。 |
|      |          |            | 6                                | 他の分掌に属しない統計事務に関する事。        |
|      |          | 文書集配       | 1                                | 文書等の接受及び発送に関する事。           |
|      | 印刷       | 1          | 施行文書等の印刷及び製本に関する事。               |                            |
|      |          | 2          | 職員の名刺に関する事。                      |                            |
|      | 審査       | 1          | 起案文書の審査に関する事。                    |                            |
|      |          | 2          | 起案文書に係る法令相談に関する事。                |                            |
|      |          | 3          | 警視庁報の発行に関する事。                    |                            |
|      |          | 4          | 警察法令集の編集に関する事。                   |                            |
|      |          | 5          | 東京都公報の登載に関する事。                   |                            |
|      | 文書管理     | 1          | 文書管理に係る企画及び調査に関する事。              |                            |
|      |          | 2          | 文書管理に係るシステムの管理運用に関する事。           |                            |
| 情報管理 | 情報管理     | 情報管理       | 1 課内の庶務及び予算経理に関する事。              |                            |
|      |          | 情報セキュリティ第一 | 1 情報システムのセキュリティの企画及び調整に関する事。     |                            |
|      |          | 情報セキュリティ第二 | 2 情報セキュリティの監査に関する事。              |                            |
|      |          |            | 3                                | 情報システムの指導教養に関する事。          |
|      |          |            | 4                                | 警察能率の研究に関する事。              |
|      |          |            | 5                                | その他情報セキュリティの維持に関する事。       |
|      | システム運用   | システム運用第一   | 1                                | 情報システムの開発企画及び調整に関する事。      |
|      |          |            | 2                                | プログラムの管理及び調整に関する事。         |
|      |          |            | 3                                | 入力資料の受理及び入力に関する事。          |
|      |          |            | 4                                | 出力資料作成依頼の受理等に関する事。         |
|      |          |            | 5                                | 共通コード等の管理に関する事。            |
|      |          |            | 6                                | 情報処理技術の研究に関する事。            |
|      |          | システム運用第二   | 1                                | 情報システムの設計に関する事。            |
|      | システム運用第三 | 2          | プログラムの作成に関する事。                   |                            |
| 基盤運用 | 基盤運用第一   | 1          | 情報システムの運用計画に関する事。                |                            |
|      | 基盤運用第二   | 2          | 情報システムの操作に関する事。                  |                            |
|      | 基盤運用第三   | 3          | 情報システムの維持管理に関する事。                |                            |
| 照会   | 照会計画     | 1          | 照会業務の計画、調査研究、指導教養及び連絡調整に関する事。    |                            |
|      |          | 2          | 個人照会、車両照会及び盗品等照会の登録事務に関する事。      |                            |
|      |          | 3          | 他の分掌に属しない照会業務に関する事。              |                            |
|      | 照会       | 1          | 個人照会、車両照会及び盗品等照会（登録事務を除く。）に関する事。 |                            |

|      |        |      |  |  |
|------|--------|------|--|--|
| 広報   | 第一広報   | 広報第一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 課内の庶務及び予算経理に関すること。</li> <li>2 音楽隊及び鼓隊の派遣事務に関すること。</li> </ul>  |  |
|      |        | 広報第二 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 ニュース報道関係者に対する連絡及び便宜供与に関すること。</li> <li>2 事件現場等におけるニュース報道関係者に対する報道連絡に関すること。</li> <li>3 ニュース報道記事等の収集整備に関すること。</li> </ul>                           |  |
|      |        | 第二広報 | 広報第三   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 広報の企画及び連絡調整並びに広報資料の収集整備に関すること。</li> <li>2 他官公庁との広報に係る連絡に関すること。</li> <li>3 警視庁ニュースに関すること。</li> <li>4 放送（ニュース報道を除く。）、映画、演劇等の制作担当者に対する連絡及び便宜供与に関すること。</li> <li>5 表敬等の外国人に係る渉外等に関すること。</li> <li>6 他の分掌に属しない広報活動に関すること。</li> </ul> |
|      |        |      | 広報第四   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 雑誌等の編集関係者に対する連絡及び便宜供与に関すること。</li> <li>2 他の分掌に属しない便宜供与に関すること。</li> </ul>   |
|      | 広聴     | 広聴第一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 広聴事案の処理に係る指導教養に関すること。</li> <li>2 他の分掌に属しない広聴に関すること。</li> </ul>  |  |
|      |        | 広聴第二 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 広聴事案の処理に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。</li> </ul>   |  |
|      |        | 広聴第三 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各種相談の受理に係る連絡調整に関すること。</li> <li>2 各種相談に係る情報の集約及び管理に関すること。</li> </ul>   |  |
|      | 会計     | 予算   | 会計管理   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 課内の庶務及び予算経理に関すること。</li> <li>2 会計業務の管理及び調整に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。</li> </ul>   |
|      |        |      | 予算第一   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 都費歳入歳出予算に関すること。</li> <li>2 総合的経理計画に関すること。</li> <li>3 都議会警察・消防委員会との連絡に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。</li> </ul>  |
|      |        |      | 予算第二   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 都費歳入歳出予算に関すること。</li> <li>2 総合的経理計画に関すること。</li> </ul>  |
| 決算   |        | 決算第一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 都費の決算に関すること。</li> <li>2 東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）に定める局の収支命令者の事務に関すること。</li> <li>3 東京都の債権の管理に係る調整及び通知に関すること。</li> </ul>                          |  |
|      |        | 決算第二 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 都費の旅費に関すること。</li> </ul>   |  |
| 国費   |        | 国費第一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 国費歳出の予算及び決算に関すること。</li> <li>2 国費歳出予算の支出に関すること。</li> <li>3 国庫補助金の申請、調査及び報告に関すること。</li> </ul>   |  |
|      |        | 国費第二 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通反則金の徴収に関すること。</li> <li>2 その他国費歳入金の徴収に関すること。</li> </ul>  |  |
| 用度   |        | 物品管理 | 物品管理第一   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 課内の庶務及び予算経理に関すること。</li> <li>2 物品（他の分掌に属するものを除く。以下同じ。）の需給計画に関すること。</li> <li>3 物品の出納保管に関すること。</li> <li>4 宿直用等の寝具の管理に関すること。</li> <li>5 廃棄物の処理に関すること。</li> </ul>  |
|      | 物品管理第二 |      |  |  |
|      | 契約調整   | 契約調整 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 契約制度の調査及び研究に関すること。</li> <li>2 契約事務の指導及び教養に関すること。</li> <li>3 契約情報の管理に関すること。</li> <li>4 課内他係の分掌に属さない契約に関すること。</li> </ul>                          |  |
|      |        | 積算入札 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 積算及び入札に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。</li> </ul>  |  |
|      | 契約実施   | 契約第一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 契約事務に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 不用品等の処分に関すること。</li> </ul>  |  |
|      |        | 契約第二 |  |  |
| 契約第三 |        |      |  |  |
| 装備   | 装備     | 装備第一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 課内の庶務及び予算経理に関すること。</li> <li>2 警察手帳の貸与に関すること。</li> </ul>   |  |
|      |        | 装備第二 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 装備資器材の調達及び配分に関すること。</li> <li>2 装備資器材の整備及び保守管理に関すること。</li> <li>3 火工品等の保管出納及び整備に関すること。</li> </ul>   |  |
|      |        | 装備第三 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 武器及び弾薬の保管出納及び整備に関すること。</li> </ul>   |  |
|      | 被服     | 被服第一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 支給品及び貸与品の調達、出納及び保管に関すること。</li> <li>2 支給品及び貸与品の支給、貸与、弁償及び被服代価の返納に関すること。</li> <li>3 支給品及び貸与品の不用処分に関すること。</li> <li>4 職員の服制及びその服装に関すること。</li> </ul> |  |
|      |        | 被服第二 |  |  |

|        |        |   |  |
|--------|--------|---|--|
|        | 車両     | 車両  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 自動車の調達に関すること。</li> <li>2 自動車の配置及び管理に関すること。</li> <li>3 自動車の登録及び検査に関すること。</li> <li>4 船舶に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>5 自動車、船舶及びこれに付属する資器材の不用処分に関すること。</li> <li>6 自動車損害賠償責任保険の加入及び自動車重量税に関すること。</li> <li>7 自動車の統制に関すること。</li> <li>8 本部共用自動車の運用等に関すること。</li> </ul> |
|        | 車両支援   | 車両支援第一  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察車両に係る業務支援（他の分掌に属するものを除く。）、調査及び研究に関すること。</li> <li>2 自動車センターの連絡調整に関すること。</li> </ul>   |
|        |        | 車両支援第二  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 本部自動車センターで行う警察車両に係る業務支援に関すること。</li> <li>2 警察車両に係る調査、研究、指導及び教養に関すること。</li> </ul>   |
|        |        | 車両支援第三  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 志村自動車センターで行う警察車両に係る業務支援に関すること。</li> <li>2 警察車両に係る調査、研究、指導及び教養に関すること。</li> </ul>   |
|        |        | 車両支援第四  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 葛西自動車センターで行う警察車両に係る業務支援に関すること。</li> <li>2 警察車両に係る調査、研究、指導及び教養に関すること。</li> </ul>   |
|        |        | 車両支援第五  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 八王子自動車センターで行う警察車両に係る業務支援に関すること。</li> <li>2 警察車両に係る調査、研究、指導及び教養に関すること。</li> </ul>  |
| 施設     | 計画     | 計画  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 課内の庶務に関すること。</li> <li>2 施設の新築、改築等の計画に関すること。</li> </ul>  |
|        |        | 修繕  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 施設の修繕工事の設計及び積算に関すること。</li> <li>2 施設の修繕工事の監督に関すること。</li> </ul>   |
|        | 施設予算   | 施設予算  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 施設の予算経理に関すること。</li> </ul>   |
|        | 建築     | 建築企画第一  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築工事に係る連絡調整に関すること。</li> <li>2 建築工事の積算に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>3 建築工事の届出等に関すること。</li> </ul>  |
|        |        | 建築企画第二  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築工事の企画、設計及び監督に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 建築工事に係る他官公庁との協議に関すること。</li> </ul>  |
|        |        | 建築第一  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 建築工事の設計及び積算に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 建築工事の監督に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。</li> </ul>   |
|        |        | 建築第二  |  |
|        | 建築第三   |   |  |
|        | 管財     | 管財第一  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 財産の維持管理及び処分に関すること。</li> </ul>   |
|        |        | 管財第二  | <ul style="list-style-type: none"> <li>2 建築資材の保管出納に関すること。</li> </ul>   |
|        |        | 用地  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 土地、建物及び工作物の買入れ並びに借入れに関すること。</li> <li>2 借料及び使用料に関すること。</li> </ul>  |
|        | 設備     | 電気設備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 電気設備等工事の設計及び積算に関すること。</li> <li>2 電気設備等工事の監督に関すること。</li> </ul>   |
|        |        | 機械設備第一  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 機械設備工事の設計及び積算に関すること。</li> <li>2 機械設備工事の監督に関すること。</li> </ul>   |
|        |        | 機械設備第二  |  |
|        |        | 設備保全  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 電気設備等及び機械設備の保全及び改修に関すること（警視庁本部庁舎及び警察総合庁舎（以下「本部庁舎等」という。）、警視庁新橋庁舎（以下「新橋庁舎」という。）、警視庁多摩総合庁舎（以下「多摩総合庁舎」という。）並びに警視庁警察学校（以下「警察学校」という。）に係るものを除く。）。</li> <li>2 庁舎における衛生的環境の保持に関すること。</li> </ul>  |
| 設備管理   | 設備管理第一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 本部庁舎等の電気設備等及び機械設備の保全及び改修に関すること。</li> <li>2 警視庁本部庁舎中央制御室の運用に関すること。</li> </ul> |  |
|        | 設備管理第二 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 新橋庁舎の電気設備等及び機械設備の保全及び改修に関すること。</li> <li>2 新橋庁舎中央制御室の運用に関すること。</li> </ul>     |  |
|        | 設備管理第三 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 多摩総合庁舎の電気設備等及び機械設備の保全及び改修に関すること。</li> <li>2 多摩総合庁舎中央制御室の運用に関すること。</li> </ul> |  |
|        | 設備管理第四 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察学校の電気設備等及び機械設備の保全及び改修に関すること。</li> <li>2 警察学校中央制御室の運用に関すること。</li> </ul>     |  |
| 留置管理第一 | 管理     | 管理  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 課内の庶務及び予算経理に関すること。</li> <li>2 留置業務の企画及び調査に関すること。</li> <li>3 警視庁留置施設視察委員会に関すること。</li> <li>4 課内他係の分掌に属しない留置管理に関すること。</li> </ul>   |
|        |        | 留置  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 被留置者の留置に関すること。</li> <li>2 被留置者の留置人員の調整に関すること。</li> </ul>  |

|            |      |      |  |
|------------|------|------|--|
|            |      |      | 3 本部留置施設の管理に関する事。<br>4 本部調室の管理に関する事。                               |
| 留置指導       | 指導   |      | 1 留置業務及び護送業務の実務指導に関する事。<br>2 留置担当官及び護送担当者の実務修習に関する事。               |
| 第一留置       | 留置第一 |      | 1 被留置者の留置に関する事。<br>2 本部留置施設東京湾岸分室の管理に関する事。<br>3 東京湾岸分室の調室の管理に関する事。 |
| 第二留置       | 留置第二 |      | 1 被留置者の留置に関する事。<br>2 本部留置施設原宿分室の管理に関する事。<br>3 原宿分室の調室の管理に関する事。     |
| 第三留置       | 留置第三 |      | 1 被留置者の留置に関する事。<br>2 本部留置施設西が丘分室の管理に関する事。<br>3 西が丘分室の調室の管理に関する事。   |
| 第四留置       | 留置第四 |      | 1 被留置者の留置に関する事。<br>2 本部留置施設多摩分室の管理に関する事。<br>3 多摩分室の調室の管理に関する事。     |
| 第五留置       | 留置第五 |      | 1 被留置者の留置に関する事。<br>2 本部留置施設武蔵野分室の管理に関する事。                          |
| 留置管理<br>第二 | 管理   | 管理   | 1 課内の庶務及び予算経理に関する事。<br>2 巡回護送業務の企画及び調査に関する事。                       |
|            |      | 護送第一 | 1 被留置者の巡回護送に関する事。  |
|            |      | 護送第二 |  |
|            |      | 護送第三 |  |
|            |      | 護送第四 |  |
|            | 護送第五 |      |  |
|            | 護送   | 護送第六 | 護送第七   |
|            | 護送第七 |      |  |

企画課の附置機関

| 附置機関名       | 係       | 分掌事務   |
|-------------|---------|--|
| 東京都公安委員会室   | 秘書      | 1 公安委員会の秘書及び庶務に関する事。<br>2 逮捕状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する事。<br>3 聴聞業務の連絡に関する事。  |
|             | 管理第一    | 1 公安委員会の監察の指示等に関する事。<br>2 警察署協議会委員の委嘱及び解嘱に関する事。<br>3 警察署協議会の運営に係る連絡調整に関する事。  |
|             | 管理第二    | 1 公安委員会あての苦情の受理及び処理結果の通知に関する事。   |
| 警視総監秘書室     | 総監秘書    | 1 警視総監の秘書に関する事。  |
| 警視庁犯罪被害者支援室 | 被害者支援管理 | 1 犯罪被害者に係る支援の企画、調査及び調整に関する事。<br>2 犯罪被害者に係る支援に関する統計及び教養に関する事。   |
|             | 被害者給付   | 1 犯罪被害者等給付金に関する事。<br>2 国外犯罪被害者弔慰金等に関する事。<br>3 その他犯罪被害者等に対する経済的支援に関する事。   |
|             | 被害者相談   | 1 犯罪被害者に係るカウンセリングに関する事。<br>2 犯罪被害者に係る情報の提供に関する事。<br>3 犯罪被害者等早期援助団体に関する事。<br>4 犯罪被害者に係る支援に関する公的機関及び民間組織との連絡に関する事。                     |
| 警視庁庁舎管理室    | 庁舎管理    | 1 本部庁舎等及び新橋庁舎における警戒警備及び庁内取締りに関する事。<br>2 本部庁舎等及び新橋庁舎における防火管理及び防災管理に関する事。<br>3 本部庁舎等及び新橋庁舎における受付及び駐車場管理に関する事。<br>4 他の分掌に属しない庁舎管理に関する事。 |
|             | 電話交換    | 1 電話交換に関する事。   |
| 警視庁取調監督室    | 取調管理    | 1 被疑者取調べ適正化のための監督（以下「取調べ監督」という。）に係る企画及び調整に関する事。<br>2 取調べ監督の指導教養に関する事。<br>3 取調べ監督の実施状況に係る集計に関する事。<br>4 取調べ監督に係るシステムの管理運用に関する事。        |
|             | 取調監督    | 1 被疑者取調べの状況の確認に関する事。<br>2 巡察に関する事。<br>3 被疑者取調べに係る苦情等の把握に関する事。  |

4 監督対象行為等の調査に関すること。

文書課の附置機関

| 附置機関名       | 係            | 分掌事務   |
|-------------|--------------|--|
| 警視庁情報公開センター | 情報公開         | 1 情報の公開に係る企画及び連絡調整に関すること。<br>2 情報公開制度の調査研究に関すること。<br>3 情報の公開に係る教養に関すること。<br>4 公文書の閲覧、視聴及び写しの交付に関すること。<br>5 情報の公表及び提供に関すること。<br>6 他の分掌に属しない情報の公開に関すること。 |
|             | 個人情報保護       | 1 個人情報の保護に係る企画及び連絡調整に関すること。<br>2 個人情報保護制度の調査研究に関すること。<br>3 個人情報の保護に係る教養に関すること。<br>4 訂正請求及び利用停止請求に関すること。<br>5 他の分掌に属しない個人情報の保護に関すること。                   |
|             | 公開第一<br>公開第二 | 1 開示請求の受付に関すること。<br>2 開示請求に係る公文書、保有個人情報及び保有特定個人情報の非開示情報該当性の検討に関すること。<br>3 公文書、保有個人情報及び保有特定個人情報の開示に係る連絡に関すること。<br>4 東京都情報公開審査会及び東京都個人情報保護審査会への諮問に関すること。 |

会計課の附置機関

| 附置機関名      | 係     | 分掌事務   |
|------------|-------|--|
| 警視庁会計監査室   | 監査計画  | 1 会計の監査の計画及び実施に関すること。  |
|            | 監査指導  | 1 会計関係法令の調査及び研究に関すること。<br>2 会計事務（捜査費に関するものを除く。）の指導に関すること。                    |
|            | 監査第一  | 1 東京都の機関が行う会計の監査の連絡調整に関すること。   |
|            | 監査第二  | 1 国の機関が行う会計の監査の連絡調整に関すること。<br>2 捜査費の指導に関すること。                                |
| 警視庁遺失物センター | 遺失物対策 | 1 遺失物関係法令の調査及び研究に関すること。<br>2 遺失物、埋蔵物及び遺留物（以下「遺失物等」という。）に係る事務の指導及び対策に関すること。   |
|            | 遺失物第一 | 1 遺失物等の受理及び集荷に関すること。<br>2 遺失物等の調査及び保管に関すること。                                 |
|            | 遺失物第二 | 1 遺失物等の返還並びに交付、売却、廃棄及び移管に関すること。<br>2 遺失物等の帰属物件の処理に関すること。<br>3 遺失物等の統計に関すること。 |

用度課の附置機関

| 附置機関名     | 係    | 分掌事務          |
|-----------|------|---------------|
| 警視庁検収センター | 検収第一 | 1 検収事務に関すること。 |
|           | 検収第二 |               |

装備課の附置機関

| 附置機関名             | 係    | 分掌事務   |
|-------------------|------|--|
| 警視庁<br>装備開発運用センター | 開発   | 1 警察装備の開発に関すること。<br>2 警察装備の調査及び研究に関すること。   |
|                   | 運用   | 1 警察装備の運用に関すること。<br>2 警察装備の技術指導に関すること。   |
| 警視庁<br>通信管理運用センター | 通信企画 | 1 通信運用の調査及び企画に関すること。<br>2 通信施設の無償使用及び監査に関すること。<br>3 非常通報機の設置承認に関すること。<br>4 警察テレビジョンの運用に関すること。<br>5 東京都警察情報通信部との連絡に関すること。<br>6 他の分掌に属しない通信に関すること。 |
|                   | 有線通信 | 1 有線通信施設の整備計画及び運用に関すること。<br>2 電話料金に関すること。<br>3 有線通信の指導教養に関すること。  |
|                   | 無線通信 | 1 無線通信施設の整備計画及び運用に関すること。   |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>2 無線通信機器の貸出しに関する事。</li> <li>3 無線局の検査事務に関する事。</li> <li>4 無線従事者の免許申請等に関する事。</li> <li>5 無線通信の指導教養に関する事。</li> </ul> |
|--|--|--|

2 警務部

| 課    | 課長代理担当 | 係      | 分掌事務  |
|------|--------|--------|---|
| 人事第一 | 庶務     | 庶務     | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内及び課内の庶務に関する事。</li> <li>2 警察官の旅客鉄道株式会社線の乗車に関する事。</li> <li>3 警察懇話会及び警察官友の会に関する事。</li> <li>4 部内他課の分掌に属しない事。</li> </ul>  |
|      |        | 会計     | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内の予算経理に関する事。</li> </ul>   |
|      | 人事     | 人事     | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 警部以上の警察官及びこれに相当する警察行政職員の任用、配置及び退職に関する事。</li> <li>2 警視及び警部の階級並びにこれらに相当する警察行政職員の職への選考による昇任及び昇職に関する事。</li> <li>3 警部以上の警察官及びこれに相当する警察行政職員の勤務成績の評価及び人事記録に関する事。</li> <li>4 課内の他の分掌に属しない人事に関する事。</li> </ul>           |
|      |        | 人事企画   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 人事関係の企画及び調査に関する事（他の係の分掌するものを除く。）。</li> <li>2 所属別配置定員の策定並びに増員、過員及び補充の審査等に関する事。</li> <li>3 各所属における人員配置運用状況等の実態調査に関する事。</li> <li>4 増員及び階級構成に関する事。</li> <li>5 人事統計に関する事。</li> </ul>                                |
|      |        | 人事情報管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 人事情報管理システムの開発、運用及び管理に関する事。</li> </ul>  |
|      | 人材管理   | 人材管理第一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 人材管理の企画及び調査に関する事。</li> <li>2 会計年度任用職員の採用、任用、配置及び退職に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>3 会計年度任用職員の勤務成績の評価及び人事記録に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。</li> </ul>  |
|      |        | 人材管理第二 |   |
|      | 表彰     | 表彰     | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察表彰に関する事。</li> <li>2 叙位、叙勲及び国家ほう賞に関する事。</li> <li>3 大臣、都知事その他の行政機関の長の行う表彰に関する事。</li> <li>4 「都民の警察官」の表彰に関する事。</li> <li>5 その他の表彰に関する事。</li> </ul>  |
|      | 監察     | 監察     | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 監察に関する事。</li> <li>2 警察手帳の取扱いに関する事。</li> <li>3 職員の規律に関する事。</li> <li>4 懲戒及び分限に関する事。</li> <li>5 営利企業の従事制限及び管轄区域外居住に関する事。</li> <li>6 武器の使用に関する事。</li> <li>7 受傷事故の防止に関する事。</li> </ul>                               |
|      | 人事第二   | 人事     | 人事第一  |
| 人事第二 |        |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 警部補（女性警察官を除く。）の任用、配置及び退職に関する事。</li> </ul>  |
| 人事第三 |        |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 巡査部長（女性警察官を除く。）の任用、配置及び退職に関する事。</li> </ul>   |
| 人事第四 |        |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 巡査（女性警察官を除く。）の任用、配置及び退職に関する事。</li> </ul>   |
| 人事第五 |        |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 警部補以下の女性警察官の任用、配置及び退職に関する事。</li> <li>2 女性警察官の運用の調査研究に関する事。</li> </ul>  |
| 人事第六 |        |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 副主査以下の警察行政職員の任用、配置及び退職に関する事。</li> <li>2 会計年度任用職員の採用、任用、配置及び退職に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>3 警部補以下の警察官及びこれに相当する警察行政職員の勤務成績の評価及び人事記録に関する事。</li> <li>4 会計年度任用職員の勤務成績の評価及び人事記録に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。</li> </ul> |
| 試験   |        | 試験第一   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 昇任試験に関する事。</li> </ul>  |
|      |        | 試験第二   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 警部補及び巡査部長の昇任選抜に関する事。</li> </ul>  |

|        |      |         |  |
|--------|------|---------|--|
|        |      |         | <p>2 警部補及び巡査部長の階級並びにこれらに相当する警察行政職員の職への選考による昇任及び昇職に関する事。</p> <p>3 巡査長の選考に関する事。</p>  |
| 訟務     | 第一訟務 | 訟務第一    | <p>1 課内の庶務に関する事。</p> <p>2 民事訟務事案に関する事。</p> <p>3 行政訟務事案に関する事。</p>   |
|        | 第二訟務 | 訟務第二    | <p>1 刑事訟務事案に関する事。</p>  |
| 給与     | 給与企画 | 給与企画    | <p>1 課内の庶務に関する事。</p> <p>2 給与に係る企画及び予算に関する事。</p>  |
|        |      | 給与審査    | <p>1 給与の審査に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 初任給、昇格及び昇給に関する事。</p> <p>3 期末手当及び勤勉手当の審査に関する事。</p> <p>4 給与に係る調査及び研究に関する事。</p> <p>5 給与改善に関する事。</p>   |
|        |      | 諸手当     | <p>1 諸手当に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。</p>   |
|        | 給与管理 | 給与支給第一  | <p>1 給与の支給に関する事。</p> <p>2 所得税、地方税その他職員の諸給与から控除する納付金の払込手続に関する事。</p>   |
|        |      | 給与支給第二  | <p>1 恩給の審査、策定及び支給に関する事。</p> <p>2 会計年度任用職員の報酬に関する事。</p> <p>3 職員（地方警務官を除く。）の退職手当に関する事。</p>   |
|        |      | 災害補償    | <p>1 公務災害補償等に関する事。</p> <p>2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。</p>  |
| 厚生     | 福利   | 福利第一    | <p>1 課内の庶務に関する事。</p> <p>2 一般財団法人自警会との連絡調整に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 警察共済組合警視庁支部及び警視庁職員互助組合との連絡に関する事。</p> <p>4 警視庁職員信用組合との連絡に関する事。</p> <p>5 レクリエーションに関する事。</p>   |
|        |      | 福利第二    | <p>1 警察職員生活協同組合警視庁支部との連絡調整に関する事。</p> <p>2 職員の財産形成貯蓄に関する事。</p>  |
|        |      | 福利第三    | <p>1 公務災害傷病者の処遇及びその改善に関する事。</p> <p>2 公務災害により退職した者及びその家族の処遇に関する事。</p> <p>3 公務災害により死亡した者の遺族の処遇に関する事。</p> <p>4 会計年度任用職員の社会保険に関する事。</p> <p>5 一般財団法人自警会との育英事業に係る連絡調整に関する事。</p> <p>6 公益財団法人警察育英会との連絡調整に関する事。</p> <p>7 公益財団法人警察協会との連絡調整に関する事。</p> |
|        | 待機寮  | 待機寮第一   | <p>1 職員住宅対策の調査及び企画に関する事。</p> <p>2 有家族者待機寮等の運営及び使用料の経理に関する事。</p> <p>3 有家族者待機寮等の入居に関する事。</p>   |
|        |      | 待機寮第二   | <p>1 単身者待機寮の入居調整に関する事。</p> <p>2 単身者待機寮員の生活設計の支援に関する事。</p> <p>3 単身者待機寮の運営管理に関する事。</p>   |
|        | 教養   | 教養企画    | 教養企画第一   |
| 教養企画第二 |      |         | <p>1 警察倫理教養に関する事。</p> <p>2 教養資料に関する事。</p> <p>3 講師派遣型教養の企画及び調整に関する事。</p> <p>4 その他職場教養に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。</p>   |
| 教養管理   |      | 教養経理    | <p>1 職員の教養に係る予算経理に関する事。</p> <p>2 教養施設の維持管理に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。</p>   |
|        |      | 自動車運転指導 | <p>1 自動車（大型特殊・小型特殊自動車及び自動二輪車を除く。）の運転指導に関する事。</p> <p>2 自動車運転技能検定に関する事。</p>  |

|  |      |       |  |
|--|------|-------|--|
|  | 術科教養 | 術科第一  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 点検、礼式及び教練に関する事。</li> <li>2 救急法及び水上安全法の訓練に関する事。</li> <li>3 救急法及び水上安全法の技能検定に関する事。</li> <li>4 体育に関する事。</li> <li>5 本部道場の管理に関する事。</li> </ol> |
|  |      | 術科第二  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 柔道、剣道、逮捕術及び警じよう術の訓練に関する事。</li> <li>2 柔道、剣道、逮捕術及び警じよう術の技能検定に関する事。</li> <li>3 警視庁武道館の管理に関する事。</li> </ol>                                  |
|  |      | 合気道指導 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 合気道の訓練に関する事。</li> <li>2 合気道の技能検定に関する事。</li> </ol>   |

警務部の附置機関

| 附置機関名     | 科    | 係  | 分掌事務  |   |      |
|-----------|------|--|---|---|------|
| 警視庁健康管理本部 | 保健   | 保健   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康管理本部内の庶務に関する事。</li> <li>2 職員の健康管理の調査及び企画に関する事。</li> <li>3 安全衛生管理に関する事。</li> <li>4 嘱託医に関する事。</li> <li>5 衛生管理者の指導教養に関する事。</li> <li>6 職場の環境衛生に関する事。</li> <li>7 医療機関等との連絡に関する事。</li> </ol> |   |      |
|           |      |  |   | 科   | 分掌事務 |
|           |      |  | 管理第一  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 健康診断の実施に関する事。</li> <li>2 疾病者の指導管理に関する事。</li> <li>3 公務傷病の診断に関する事。</li> <li>4 職員の健康教育に関する事。</li> <li>5 職員及び家族の栄養指導に関する事。</li> <li>6 職員及び家族の健康相談に関する事。</li> <li>7 警備実施時等における診療及び救護に関する事。</li> <li>8 警視庁診療所における診療に関する事。</li> </ol> |      |
|           |      |  | 管理第二  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 メンタルヘルスに関する事。</li> <li>2 職員及び家族のカウンセリングに関する事。</li> </ol>   |      |
|           | 管理第三 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 心理検査（採用試験等の適性検査を含む。）に関する事。</li> <li>2 心理に係る指導に関する事。</li> <li>3 心理検査に係る調査研究に関する事。</li> </ol> |   |   |      |

人事第一課の附置機関

| 附置機関名    | 係      | 分掌事務  |
|----------|--------|---|
| 警視庁制度企画室 | 制度企画第一 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察運営に係る制度の企画、立案及び調整に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。</li> <li>2 警務警察に係る施策の推進に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。</li> </ol> |
|          | 制度企画第二 |   |

人事第二課の附置機関

| 附置機関名     | 係    | 分掌事務  |
|-----------|------|---|
| 警視庁採用センター | 採用第一 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察官の採用計画及び採用広報の企画立案に関する事。</li> <li>2 職員の採用に係る予算経理に関する事。</li> <li>3 警察官の採用に係る他官公庁との連絡調整に関する事。</li> <li>4 警察官の採用試験の問題作成に関する事。</li> <li>5 警察官の採用に係る調査研究に関する事。</li> </ol>                            |
|           | 採用第二 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察行政職員の採用計画及び採用広報の企画立案に関する事。</li> <li>2 警察行政職員の採用に係る他官公庁との連絡調整に関する事。</li> <li>3 警察行政職員の採用試験の問題作成に関する事。</li> <li>4 警察行政職員の採用に係る調査研究に関する事。</li> <li>5 会計年度任用職員の採用に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。</li> </ol> |
|           | 採用第三 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用試験の実施に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。</li> </ol>  |
|           | 採用第四 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の採用広報活動に関する事。</li> <li>2 職員の採用試験の受験勸奨に関する事。</li> <li>3 職員の採用に係る各所属との連絡調整に関する事。</li> </ol>  |

厚生課の附置機関

| 附置機関名             | 係                    | 分掌事務  |
|-------------------|----------------------|---|
| 警視庁<br>職員相談支援センター | 住宅相談                 | 1 土地及び住宅の購入及び売却の相談に関する事。<br>2 住宅建築の相談に関する事。<br>3 借地及び借家の相談に関する事。<br>4 その他の住宅相談に関する事。          |
|                   | 生活相談                 | 1 職員及び家族の生活相談及び民事相談に関する事。<br>2 介護相談に関する事。<br>3 結婚相談に関する事。<br>4 育児相談に関する事。<br>5 その他の生活相談に関する事。 |
|                   | ライフプラン第一<br>ライフプラン第二 | 1 職員の生活設計の支援に関する事(他の分掌に属するものを除く。)   |

教養課の附置機関

| 附置機関名     | 係    | 分掌事務   |
|-----------|------|--|
| 警視庁拳銃指導室  | 拳銃第一 | 1 拳銃射撃訓練に関する事。<br>2 拳銃操法の技能検定に関する事。<br>3 警視庁射撃場の管理に関する事。   |
|           | 拳銃第二 | 1 拳銃訓練の巡回指導に関する事。<br>2 拳銃訓練に係る調査研究に関する事。   |
| 警視庁通訳センター | 管理   | 1 通訳職員の運用に関する事。<br>2 通訳及び翻訳の部外委託に関する事。<br>3 外国語技能検定に関する事。<br>4 外国語教養に関する事(他の分掌に属するものを除く。)<br>5 他の分掌に属しない通訳及び翻訳に関する事。 |
|           | 通訳第一 | 1 英語の通訳及び翻訳に関する事。<br>2 英語実務研修の実施に関する事。   |
|           | 通訳第二 | 1 中国語の通訳及び翻訳に関する事。<br>2 中国語実務研修の実施に関する事。   |
|           | 通訳第三 | 1 英語及び中国語以外の外国語の通訳及び翻訳に関する事。<br>2 英語実務研修及び中国語実務研修以外の外国語実務研修の実施に関する事。   |

3 交通部

| 課    | 課長代理担当 | 係        | 分掌事務  |                                 |
|------|--------|----------|---|---------------------------------|
| 交通総務 | 庶務     | 庶務       | 1 部内及び課内の庶務に関する事。<br>2 部内他課の分掌に属しないこと。  |                                 |
|      |        | 会計       | 1 部内の予算経理に関する事。   |                                 |
|      | 交通企画   | 積算       | 積算  | 1 部内の工事関連の契約に係る積算等についての指導に関する事。 |
|      |        |          | 交通企画第一  | 1 交通警察の運営の企画、管理及び総合調整に関する事。     |
|      |        | 交通企画第二   | 2 交通警察に係る制度に関する事。<br>3 交通警察の総合対策に関する事。<br>4 交通対策本部等の設置に関する事。<br>5 街頭交通警察活動における受傷事故防止に関する事。  |                                 |
|      |        | 渉外広報     | 1 部外との連絡等に関する事。<br>2 交通警察の広報に関する事(他の分掌に属するものを除く。)<br>3 交通に係る請願、陳情等に関する事。<br>4 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に関する事。   |                                 |
|      |        | 法令       | 1 交通関係法令の運用解釈に関する事。<br>2 交通警察官の交通実務修習に関する事。<br>3 交通警察の教養資料に関する事。<br>4 交通相談及び苦情処理に関する事。  |                                 |
|      | 交通安全   | 交通安全対策第一 | 1 交通安全運動の企画に関する事。   |                                 |
|      |        | 交通安全対策第二 | 2 高齢者の交通安全対策に関する事(他の分掌に属するものを除く。)<br>3 歩行者の交通安全対策に関する事(他の分掌に属するものを除く。)<br>4 車両の交通安全対策に関する事(他の分掌に属するものを除く。)<br>5 交通少年団に関する事。<br>6 交通安全広報に関する事。<br>7 交通安全業務の予算に関する事。<br>8 その他交通安全対策に関する事。 |                                 |
|      |        | 交通安全教育   | 1 交通安全教育に関する事。  |                                 |

|            |          |                          |   |  |
|------------|----------|--------------------------|---|--|
|            |          |                          | 2 交通安全教育に係る資料に関すること。  |  |
|            |          | 交通安全組織                   | 1 交通関係団体に関すること。<br>2 安全運転管理者及び副安全運転管理者に関すること。<br>3 地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関すること。<br>4 東京都交通安全活動推進センターに関すること（他の分掌に属するものを除く。）<br>5 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に関すること。                           |  |
|            | 運用調整     | 運用調整                     | 1 交通機動隊及び高速道路交通警察隊の運用及び連絡調整に関すること。<br>2 警察署白バイの配置計画に関すること。<br>3 交通機動隊による警察署支援の運用調整に関すること。   |  |
|            | 調査分析     | 統計分析                     | 1 交通警察の統計に関すること。<br>2 交通警察の運営の企画及び管理並びに総合対策に資する交通事故の調査分析に関すること。<br>3 交通警察の総合対策に係る情報の提供に関すること。   |  |
|            |          | システム運用                   | 1 交通基本情報管理システムの管理運用及び研究開発に関すること。<br>2 交通携帯端末システムの管理運用及び改修に関すること。<br>3 部内における情報管理に係るシステム運用の調整に関すること。   |  |
| 交通執行       | 執行       | 執行第一                     | 1 課内の庶務に関すること。<br>2 交通関係法令違反の取締りに係る装備資器材の研究及び開発に関すること（他の分掌に属するものを除く。）   |  |
|            |          | 執行第二                     | 1 交通関係法令違反の取締りの計画及び指導に関すること（他の分掌に属するものを除く。）<br>2 交通関係法令違反の取締りの統計に関すること。<br>3 交通関係法令違反事件に係る捜査の指導に関すること（他の分掌に属するものを除く。）<br>4 交通切符等の出納及び管理に関すること。<br>5 自動車の使用制限に関すること（他の分掌に属するものを除く。）<br>6 過積載に係る再発防止命令に関すること。 |  |
|            |          | 執行第三                     | 1 自動速度取締機による交通法令違反の取締りに関すること。<br>2 自動速度取締機の設置及び維持管理に関すること。<br>3 交通関係法令違反事件の捜査及び支援に関すること（他の分掌に属するものを除く。）   |  |
|            | 即決       | 即決第一                     | 1 道路交通法違反等事件の略式命令及び即決裁判の送致手続に関すること。<br>2 交通反則事件に係る刑事事件の送致手続に関すること。<br>3 交通事故事件の送致手続（地検管轄事件を除く。）に関すること。<br>4 道路交通法違反等事件のうち在宅事件の送致手続に関すること。   |  |
|            |          | 即決第二                     | 1 少年の道路交通法違反等事件の送致手続に関すること。<br>2 未出頭被疑者に係る道路交通法違反等事件の捜査に関すること。  |  |
|            |          | 即決第三                     | 1 道路交通法違反等事件の略式命令及び即決裁判の送致手続に関すること。<br>2 交通違反事件に係る刑事事件の送致手続に関すること。<br>3 交通事故事件の送致手続（地検管轄事件を除く。）に関すること。<br>4 道路交通法違反等事件のうち在宅事件の送致手続に関すること。<br>5 未出頭被疑者に係る道路交通法違反等事件の捜査に関すること。                                |  |
|            | 交通捜査     | 交通捜査企画                   | 交通捜査企画  | 1 課内の庶務に関すること。<br>2 交通捜査の運営の企画及び調整に関すること。                                  |
|            |          |                          | 交通捜査指導  | 1 交通関係法令違反事件に係る捜査の指導に関すること（他の分掌に属するものを除く。）<br>2 交通事故事件捜査及び交通事故処理の指導に関すること。 |
|            |          | 交通事故事件捜査                 | 交通事故事件捜査第一  | 1 不申告事故事件の捜査に関すること。<br>2 重要特異事故事件の捜査に関すること。                                |
|            |          |                          | 交通事故事件捜査第二  |  |
| 交通事故事件捜査第三 |          |                          |   |  |
| 交通鑑識       |          | 交通鑑識第一                   | 1 交通事故事件の鑑識活動に関すること。<br>2 交通鑑識資器材の研究及び開発に関すること。<br>3 交通鑑識資料の収集整備に関すること。   |  |
|            |          | 交通鑑識第二                   |   |  |
|            | 交通鑑識第三   | 1 交通事故事件の現場見取図の作成に関すること。 |   |  |
| 交通特殊事件     | 交通特殊事件捜査 | 1 交通関係法令違反事件の捜査に関すること。   |   |  |

|         |        |                      |   |
|---------|--------|----------------------|---|
|         | 捜査     | 第一<br>交通特殊事件捜査<br>第二 | 2 交通特殊事件の捜査に関する事。   |
| 交通規制    | 交通規制   | 規制第一                 | 1 課内の庶務に関する事。<br>2 道路標識及び道路標示に関する事。   |
|         |        | 規制第二                 | 1 交通規制及びこれに関連する交通安全施設等の調整に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。<br>2 公共交通（バス）に関する事。                           |
|         | 災害交通対策 | 災害交通対策第一             | 1 交通規制に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。<br>2 突発的災害及び大規模警備の交通対策に関する事（災害交通対策第二係の分掌に属するものを除く。）。             |
|         |        | 災害交通対策第二             | 1 震災に係る交通規制に関する事。<br>2 震災に係る交通対策に関する事。  |
|         | 道路     | 道路第一                 | 1 道路工事又は作業に伴う道路使用に関する事。   |
|         |        | 道路第二                 | 1 他の係の分掌に属しない道路使用に関する事。<br>2 工作物等の措置に関する事。<br>3 制限外許可に関する事。                                   |
|         | 交通技術   | 安全施設第一               | 1 道路管理者との協議に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。<br>2 交通安全施設に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。<br>3 公共交通（路面電車及び列車）に関する事。 |
|         |        | 安全施設第二               |   |
|         |        | 交通環境対策               | 1 交通公害に関する事。<br>2 道路交通環境に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。<br>3 公共交通に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。<br>4 物流に関する事。  |
|         | 交通管制   | 信号機計画                | 信号機計画第一   |
| 信号機計画第二 |        |                      | 1 課内の予算経理に関する事。   |
| 信号機管理   |        | 信号機管理                | 1 信号機の運用の企画及び調整に関する事。   |
| 信号機整備   |        | 信号機整備第一              | 1 信号機の新設及び改良工事の設計及び実施に関する事。<br>2 信号機の保全及び運用に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。<br>3 信号機の移転及び改修工事の実施に関する事。  |
|         |        | 信号機整備第二              |   |
| 管制システム  |        | システム設計               | 1 交通管制システムの整備計画及び実施に関する事。<br>2 交通管制施設に係る高度道路交通システムの管理及び開発研究に関する事。                             |
|         |        | システム管理               | 1 交通管制システムの保全及び運用に関する事。<br>2 交通情報の収集及び提供に係る技術に関する事。   |
| 駐車対策    |        | 駐車対策                 | 駐車対策第一  |
|         | 駐車対策第二 |                      | 1 パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置及び維持管理に関する事。   |
|         | 駐車対策第三 |                      | 1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。                                      |
|         | 駐車取締   | 駐車取締第一               | 1 違法駐車及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の取締りの計画及び指導に関する事。<br>2 違法駐車及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反車両の電算管理に関する事。    |
|         |        | 駐車取締第二               | 1 違法駐車及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の取締りの実施に関する事。   |

交通部の附置機関

| 附置機関名         | 課    | 係      | 分掌事務   |
|---------------|------|--------|--|
| 警視庁運転<br>免許本部 | 庶務   | 庶務     | 1 運転免許本部内の庶務に関する事。<br>2 運転免許本部内他課の分掌に属しないこと。   |
|               |      | 免許予算   | 1 運転免許本部及び試験場の予算経理に関する事。   |
|               | 免許管理 | 免許管理第一 | 1 運転免許業務の企画及び総合運営に関する事。<br>2 試験場の連絡調整に関する事。<br>3 運転免許事務の指導に関する事。<br>4 運転免許関係資料の管理、照会等に関する事。<br>5 運転免許試験問題の作成及び管理に関する事。 |

|                      |        |   |  |
|----------------------|--------|---|--|
|                      | 免許管理第二 | 1 運転免許業務用端末機の総合運用に関すること。<br>2 運転免許関係資料の登録（試験場で行う登録を除く。）に関すること。  |  |
| 審査登録                 | 審査登録第一 | 1 運転免許不適格事由に関する各種資料の作成及び審査登録に関すること。   |  |
|                      | 審査登録第二 |   |  |
|                      | 資料管理   | 1 運転免許不適格事由に関する各種資料の管理に関すること。   |  |
| 行政処分                 | 処分調査   | 1 交通関係法令違反者の行政処分（車両の使用制限及び仮運転免許の拒否又は取消を除く。以下同じ。）に係る不服申立てに関すること。   |  |
|                      | 処分執行第一 | 1 交通関係法令違反者の行政処分のうち、90日以上停止処分、取消処分及び自動車等の運転禁止処分に関すること（指定期日に出頭しなかつた者を除く。）。   |  |
|                      | 処分執行第二 |   |  |
|                      | 処分執行第三 | 1 交通関係法令違反者の行政処分のうち、30日及び60日の停止処分並びに自動車等の運転禁止処分に関すること（指定期日に出頭しなかつた者を除く。）。<br>2 交通関係法令違反者の行政処分のうち、指定期日に出頭しなかつた者に対する停止処分、取消処分及び自動車等の運転禁止処分に関すること。<br>3 運転免許の拒否及び保留処分に関すること。   |  |
|                      | 処分執行第四 |   |  |
| 処分執行第五               |        |   |  |
| 運転者教育                | 講習     | 1 停止処分者講習に関すること。<br>2 取消処分者講習に関すること。<br>3 運転免許取得時の講習、更新時講習及び特定任意講習に関すること。<br>4 初心運転者講習に関すること。<br>5 違反者講習に関すること。<br>6 若年運転者講習に関すること。<br>7 再試験に係る通知並びに試験移送通知書の送付及び受理に関すること。<br>8 指定講習機関の指定及び取消しに関すること。<br>9 他の分掌に属しない運転者に対する講習に関すること。 |  |
|                      | 高齢者対策  | 1 高齢者講習等に関すること（試験場で行う実施結果の登録を除く。）。<br>2 特定任意高齢者講習に関すること。<br>3 認知機能検査等に関すること（試験場で行う検査結果の登録を除く。）。<br>4 認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査及び講習に関すること。<br>5 運転技能検査等に関すること（試験場で行う検査結果の登録を除く。）。  |  |
|                      | 臨時適正検査 | 1 臨時適正検査に関すること。   |  |
|                      | 教習所    | 1 自動車教習所に係る届出の受理、行政処分及び指導監督に関すること。<br>2 自動車教習所の行う技能検定に関すること。<br>3 自動車教習所の職員に対する講習及び資格審査に関すること。<br>4 指定自動車教習所の指定及び取消しに関すること。<br>5 運転免許取得者等教育の認定に関すること。<br>6 運転免許取得者等検査の認定に関すること。   |  |
|                      |        |   |  |
| 警視庁<br>府中運転<br>免許試験場 | 免許     | 免許第一  | 1 試験場内の庶務に関すること。<br>2 施設、車両等の管理に関すること。<br>3 運転免許の試験等に係る手数料及び運転免許試験場のコースの使用料の徴収に関すること。  |
|                      |        | 免許第二  | 1 運転免許に関する各種申請（届出）事項の処理に関すること。<br>2 運転免許の適否の審査に関すること。<br>3 更新時講習の実施に関すること。<br>4 仮運転免許の拒否又は取消しに関すること。   |
|                      |        | 免許第三  | 1 運転免許証の作成及び交付に関すること。<br>2 運転免許の登録に関すること。<br>3 運転経歴証明書の申請の受理、作成及び交付に関すること。<br>4 認知機能検査等結果の登録に関すること。<br>5 高齢者講習等実施結果の登録に関すること。<br>6 運転技能検査等結果の登録に関すること。 |
|                      |        | 免許第四  | 1 新宿運転免許更新センターに関すること。  |
|                      |        |   |  |
|                      | 学科試験   | 学科試験第一  | 1 学科試験及び学科再試験の実施に関すること。<br>2 国外運転免許証の交付及び外国運転免許証の切替えに関すること。<br>3 原付講習の実施に関すること。  |
|                      |        | 学科試験第二  | 1 適性試験及び適性検査に関すること。<br>2 安全運転相談に関すること。   |
|                      | 技能試験   | 技能試験  | 1 技能試験及び技能再試験の実施に関すること。<br>2 運転免許取得時の講習（原付講習を除く。）の実施に関すること。<br>3 自動車の運転技能についての検査に関すること。  |

|                      |      |      |   |
|----------------------|------|------|---|
| 警視庁<br>鮫洲運転<br>免許試験場 | 免許   | 免許第一 | 4 運転技能検査の実施に関する事。<br>1 試験場内の庶務に関する事。<br>2 施設、車両等の管理に関する事。<br>3 運転免許の試験等に係る手数料及び運転免許試験場のコースの使用料の徴収に関する事。   |
|                      |      | 免許第二 | 1 運転免許に関する各種申請（届出）事項の処理に関する事。<br>2 運転免許の適否の審査に関する事。<br>3 更新時講習の実施に関する事。<br>4 仮運転免許の拒否又は取消しに関する事。  |
|                      |      | 免許第三 | 1 運転免許証の作成及び交付に関する事。<br>2 運転免許の登録に関する事。<br>3 運転経歴証明書の申請の受理、作成及び交付に関する事。<br>4 認知機能検査等結果の登録に関する事。<br>5 高齢者講習等実施結果の登録に関する事。<br>6 運転技能検査等結果の登録に関する事。  |
|                      |      | 免許第四 | 1 神田運転免許更新センターに関する事。  |
|                      | 試験   | 学科試験 | 1 学科試験及び学科再試験の実施に関する事。<br>2 適性試験及び適性検査に関する事。<br>3 国外運転免許証の交付及び外国運転免許証の切替えに関する事。<br>4 原付講習の実施に関する事。<br>5 安全運転相談に関する事。  |
|                      |      | 技能試験 | 1 技能試験及び技能再試験の実施に関する事。<br>2 運転免許取得時の講習（原付講習を除く。）の実施に関する事。<br>3 自動車の運転技能についての検査に関する事。<br>4 運転技能検査の実施に関する事。   |
| 警視庁<br>江東運転<br>免許試験場 | 免許   | 免許第一 | 1 試験場内の庶務に関する事。<br>2 施設、車両等の管理に関する事。<br>3 運転免許の試験等に係る手数料の徴収に関する事。<br>4 運転免許に関する各種申請（届出）事項の処理に関する事。<br>5 運転免許の適否の審査に関する事。<br>6 更新時講習の実施に関する事。<br>7 仮運転免許の拒否又は取消しに関する事。<br>8 運転免許の登録に関する事。<br>9 国外運転免許証の交付及び外国運転免許証の切替えに関する事（技能確認を伴うものを除く。）<br>10 運転経歴証明書の申請の受理に関する事。<br>11 認知機能検査等結果の登録に関する事。<br>12 高齢者講習等実施結果の登録に関する事。<br>13 運転技能検査等結果の登録に関する事。 |
|                      |      | 免許第二 | 1 運転免許証の作成及び交付に関する事。<br>2 運転経歴証明書の作成及び交付に関する事。  |
|                      | 学科試験 | 学科試験 | 1 学科試験（原付免許試験を除く。）及び原付免許に係る再試験の実施に関する事。<br>2 適性試験及び適性検査に関する事。<br>3 安全運転相談に関する事。   |

交通執行課の附置機関

| 附置機関名      | 係     | 分掌事務  |
|------------|-------|---|
| 警視庁交通反則通告所 | 通告第一  | 1 交通反則切符の審査及び仮納付の照合に関する事。<br>2 公示通告に関する事。   |
|            | 通告第二  | 1 交付通告及び送付通告に関する事。<br>2 交通反則事件に係る刑事事件の引継ぎに関する事。   |
|            | 通告第三  | 1 交通反則切符の審査及び仮納付の照合に関する事。<br>2 交通反則事件に係る刑事事件の引継ぎに関する事。<br>3 公示通告、交付通告及び送付通告に関する事。   |
| 警視庁暴走族対策室  | 暴走族対策 | 1 暴走族に係る交通法令違反の取締りの計画、調整及び指導に関する事。<br>2 暴走族対策本部の運営に関する事。<br>3 暴走族関連情報の収集、分析及び管理に関する事。<br>4 暴走族に係る統計に関する事。<br>5 暴走族対策に係る装備資器材の研究及び開発に関する事。 |
|            | 暴走族捜査 | 1 暴走族に係る交通法令違反事件の捜査に関する事。   |

|           |    |  |
|-----------|----|--|
|           |    | 2 共同危険行為等禁止違反事件の捜査に関する事。   |
| 警視庁白バイ訓練所 | 訓練 | 1 白バイ乗務員による交通関係法令違反の取締りに係る教養及び訓練に関する事。<br>2 自動二輪車の訓練に関する事。<br>3 その他交通執行課長が指定する訓練に関する事。 |

交通規制課の附置機関

| 附置機関名      | 係      | 分掌事務  |
|------------|--------|---|
| 警視庁都市交通管理室 | 都市交通管理 | 1 都市交通対策に係る構想及び実施状況の管理に関する事。<br>2 都市交通対策に係る調査及び分析に関する事。<br>3 都市交通対策に係る手法の調査研究及び技術支援に関する事。 |
|            | 先行交通対策 | 1 先行交通対策に関する事。  |

交通管制課の附置機関

| 附置機関名       | 係    | 分掌事務   |
|-------------|------|--|
| 警視庁交通管制センター | 管制計画 | 1 交通管制センターの運用に関する事。<br>2 報道機関等に対する交通情報の提供及び協力要請に関する事。<br>3 交通管制センターの見学に関する事。                             |
|             | 管制運用 | 1 交通流の管理及び交通渋滞解消の調整に関する事。<br>2 突発的交通障害の発生に伴う信号制御への介入に関する事。<br>3 情報提供装置の運用に関する事。<br>4 交通情報の収集及び通報連絡に関する事。 |

駐車対策課の附置機関

| 附置機関名             | 係     | 分掌事務   |
|-------------------|-------|--|
| 警視庁<br>放置駐車対策センター | 企画運用  | 1 放置車両確認事務の企画、調整及び委託に関する事。<br>2 放置違反金関係事務の委託に関する事。<br>3 放置車両確認事務に係る法人登録に関する事。  |
|                   | データ審査 | 1 放置車両確認標章のデータの審査に関する事。  |
|                   | 違反金管理 | 1 放置違反金の管理及び徴収（滞納処分に係るものを除く。）に関する事。<br>2 放置違反金の納付命令に係る不服申立てに関する事。  |
|                   | 滞納処分  | 1 放置違反金に係る滞納処分に関する事。<br>2 違法駐車車両の移動措置料金及び保管料金未納事案の処理に関する事。   |
|                   | 使用制限  | 1 自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に対する下命・容認に係る自動車の使用制限に関する事。<br>2 放置違反金の納付命令に係る車両の使用制限に関する事。<br>3 自動車の保管場所の確保等に関する法律に規定する自動車の運行供用の制限に関する事。 |
|                   | 追跡捜査  | 1 放置車両の使用者の調査に関する事。<br>2 違法駐車に係る特殊事件の捜査に関する事。  |

4 警備部

| 課      | 課長代理担当 | 係                   | 分掌事務   |
|--------|--------|---------------------|--|
| 警備第一   | 庶務     | 庶務                  | 1 部内及び課内の庶務に関する事。<br>2 部内他課の分掌に属しない事。  |
|        |        | 会計                  | 1 部内の予算経理に関する事。<br>2 警備部隊に対する給食に関する事。  |
|        | 警備企画   | 警備企画                | 1 警備警察運営の企画及び総合的調整に関する事。<br>2 警備実施の記録に関する事。<br>3 航空隊の運用及び連絡調整に関する事。<br>4 航空機の配置計画に関する事。<br>5 航空隊員の教養訓練に関する事。                     |
|        |        | 警備管理第一              | 1 警備関係基礎資料の収集整備に関する事（他の分掌に属するものを除く。）<br>2 警備実施に係る広報の基礎調査に関する事。<br>3 方面機動隊の編成に関する事。<br>4 警備警察関係法令の調査及び研究に関する事。<br>5 警備心理の研究に関する事。 |
|        |        | 警備管理第二              |  |
|        | 警備実施   | 警備実施第一              | 1 治安警備の計画及び実施に関する事。  |
|        |        | 警備実施第二              | 2 警備実施の調整に関する事。  |
| 警備実施第三 |        | 3 重要防護対象の警備実施に関する事。 |  |

|        |                    |  |   |
|--------|--------------------|--|---|
|        |                    |  | <p>4 個人警戒対象の警戒警備の実施に関する事。</p> <p>5 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和63年法律第90号）違反及び拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成4年東京都条例第153号）違反の取締りに関する事。</p> <p>6 雑踏警備の計画及び実施に関する事。</p> <p>7 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）に関する事。</p> <p>8 他の分掌に属しない警備実施に関する事。</p> |
|        | 機動隊                | 機動隊  | <p>1 機動隊の制度の企画に関する事。</p> <p>2 機動隊の運用及び調整に関する事。</p> <p>3 機動隊員の福利厚生に関する事。</p> <p>4 儀じょう隊の運用に関する事。</p> <p>5 特別機動隊及び女性警察官特別機動隊の編成に関する事。</p>   |
|        | 警備情報               | 警備情報第一<br>警備情報第二<br>警備情報第三                           | 1 警備実施に係る警備情報の収集及び分析に関する事。  |
|        | 警備連絡               | 警備連絡   | <p>1 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年東京都条例第44号）の取扱いに関する事。</p> <p>2 警備日報及び警備情報関係資料の作成に関する事。</p>   |
|        | 警備現場               | 警備現場第一   | <p>1 警備現場の情報収集及び報告連絡に関する事。</p> <p>2 警備通信の運用に関する事。</p> <p>3 情報連絡の教養訓練に関する事。</p>  |
|        |                    | 警備現場第二   | <p>1 警備現場の情報収集及び報告連絡に関する事。</p> <p>2 警備現場広報に関する事。</p> <p>3 警備現場の写真記録及び録音に関する事。</p>   |
| 警備第二   | 警備調査               | 警備調査   | <p>1 課内の庶務に関する事。</p> <p>2 警備実施に伴う功績、受傷その他必要事項の調査に関する事。</p>  |
|        |                    | 警備対策   | <p>1 警備環境の整備改善に関する事。</p> <p>2 警備対策の連絡調整に関する事。</p>   |
|        | 警備訓練               | 警備訓練第一   | 1 警備教養訓練の計画及び指導に関する事。   |
|        |                    | 警備訓練第二   | 2 警備技術の研究及び訓練に関する事。   |
|        | 警備装備               | 警備装備第一   | 1 警備装備の開発研究に関する事。   |
|        |                    | 警備装備第二   | 1 警備装備（災害装備を除く。）の運用に関する事。   |
|        |                    | 警備装備第三   | 1 警備犬に関する事。   |
| 爆発物対策  | 爆発物対策第一<br>爆発物対策第二 | 1 爆発物処理及び化学防護に係る調査研究及び教養訓練並びに現場指導に関する事。              |   |
| 災害対策   | 災害対策               | 災害対策管理   | <p>1 課内の庶務に関する事。</p> <p>2 災害装備の管理運用に関する事。</p>   |
|        | 地域防災               | 地域防災   | <p>1 地域防災に係る企画及び広報に関する事。</p> <p>2 関係防災機関との連絡調整に関する事。</p>  |
|        |                    | 災害警備訓練   | 1 災害警備に係る訓練に関する事。   |
|        | 災害警備               | 災害警備実施   | <p>1 災害警備の計画及び実施に関する事。</p> <p>2 災害警備に係る教養に関する事。</p>   |
| 災害警備情報 |                    | <p>1 災害情報の収集及び発信に関する事。</p> <p>2 大規模災害対策委員会に関する事。</p> |   |
| 警衛     | 警衛管理               | 警衛管理   | <p>1 課内の庶務に関する事。</p> <p>2 警衛の連絡及び調整に関する事。</p> <p>3 警衛上注意を要する者に関する事。</p> <p>4 警衛の調査研究及び警衛資料に関する事。</p> <p>5 警衛装備に関する事。</p> <p>6 他の分掌に属しない警衛に関する事。</p>   |
|        | 第一警衛               | 警衛第一   | <p>1 天皇皇后両陛下及び皇子の警衛に関する事。</p> <p>2 皇居及び赤坂御所周辺警備の連絡調整に関する事。</p>  |
|        | 第二警衛               | 警衛第二   | <p>1 皇太子同妃両殿下その他の内廷皇族の警衛に関する事（警衛第一係の分掌事務を除く。）</p> <p>2 東宮御所周辺警備の連絡調整に関する事。</p>  |
|        | 第三警衛               | 警衛第三   | <p>1 内廷外皇族の警衛に関する事。</p> <p>2 宮邸周辺警備の連絡調整に関する事。</p>  |
| 警護     | 第一警護               | 警護管理   | <p>1 課内の庶務に関する事。</p> <p>2 警護の連絡及び調整に関する事。</p>   |

|      |      |   |
|------|------|---|
|      |      | 3 警護の調査研究に関すること。<br>4 指定警護要員に関すること。<br>5 警護装備に関すること。<br>6 警護統計に関すること。 |
|      | 機動警護 | 1 警護訓練及び指導に関すること。<br>2 特命警護に関すること。<br>3 他の分掌に属しない警護に関すること。            |
|      | 警護第一 | 1 内閣総理大臣の警護に関すること。  |
| 第二警護 | 警護第二 | 1 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び国務大臣の警護に関すること。                                 |
| 第三警護 | 警護第三 | 1 国賓、公賓及び外交使節団の長並びにこれらに準ずる者の警護に関すること。                                 |
| 第四警護 | 警護第四 | 1 政党要人等の警護に関すること。<br>2 指定対象者の警護に関すること。                                |

警備第一課の附置機関

| 附置機関名    | 係      | 分掌事務  |
|----------|--------|---|
| 警視庁危機管理室 | 危機管理第一 | 1 危機管理に係る企画及び総合調整に関すること。<br>2 危機管理に係る調査研究及び資料の収集整備に関すること。<br>3 危機管理に係る関係団体との連絡に関すること。<br>4 危機管理に係る対策委員会の運営に関すること。 |
|          | 危機管理第二 |   |

4の2 地域部

| 課    | 課長代理担当 | 係      | 分掌事務  |
|------|--------|--------|---|
| 地域総務 | 庶務     | 庶務     | 1 部内及び課内の庶務に関すること。<br>2 部内他課の分掌に属しないこと。   |
|      |        |        | 1 部内の予算経理に関すること。<br>2 駐在所等勤務警察官の家族協力謝金及び公衆接遇弁償費に関すること。  |
|      | 会計     | 会計     | 1 部内の事務の総合調整に関すること。<br>2 地域警察の運営の企画及び調整に関すること。<br>3 地域警察に関する制度の企画及び調整に関すること。<br>4 地域警察の統計に関すること。<br>5 臨時警戒の計画及び実施に関すること。<br>6 地域警察幹部の行う指導監督に関すること（他の分掌に属するものを除く。）<br>7 地域警察官の勤務要領の指導及び公衆接遇に関すること。 |
|      | 地域企画   | 地域企画   | 1 交番その他の派出所、地区交番及び駐在所の設置に関すること（他の分掌に属するものを除く。）<br>2 地域警察の勤務環境の改善に関すること。<br>3 地域警察の装備資器材の研究開発及び整備に関すること。<br>4 地域警察の活動状況の把握及び運用に関すること。<br>5 地域住民の要望、意見等の調査研究に関すること。<br>6 地域住民との交流促進に関すること。          |
|      | 地域安全   | 地域安全対策 | 1 地域警察の運用に係るシステムの開発、運用及び管理に関すること。   |
|      | 機動警ら   | 機動警ら   | 1 自動車警ら隊及び鉄道警察隊の運用及び連絡調整に関すること。<br>2 警ら用無線自動車、移動交番車及び地域警察用車両の配置計画に関すること。<br>3 自動車警ら勤務員及び鉄道警察隊員の教養訓練に関すること。<br>4 水上警察に関すること（他の分掌に属するものを除く。）<br>5 東京都水上安全条例（平成30年東京都条例第46号）に関すること（他の分掌に属するものを除く。）   |
| 地域指導 | 実務指導   | 実務指導第一 | 1 課内の庶務に関すること。<br>2 各種教養資料の収集整備に関すること。<br>3 地域警察官の実務研修、実務講習等の計画及び実施に関すること（他の分掌に属するものを除く。）   |
|      |        | 実務指導第二 | 1 地域警察の活動における受傷事故防止に関すること。<br>2 泥酔者及びめいいてい者の保護に係る企画、統計及び調査に関すること。<br>3 泥酔者及びめいいてい者の保護に係る実務指導に関すること。<br>4 泥酔者及びめいいてい者の保護に係る関係機関との連絡に関すること。<br>5 課内他係の分掌に属しない実務の指導に関すること。                           |
|      |        | 実務指導第三 | 1 巡回連絡及び受持実態の把握の指導に関すること。   |

|      |        |  |  |
|------|--------|--|--|
|      |        |  | 2 地域警察官の行う防犯診断、防犯連絡及び現場防犯の指導に関する事。   |
| 捜査指導 | 捜査指導第一 |  | 1 職務質問に関する事。<br>2 急訴事件の初動措置に関する事。<br>3 地域警察官の行う現場保存に関する事。<br>4 地域警察官の行う交通関係法令違反の取締りに関する事。<br>5 地域警察官の作成した交通切符、交通反則切符等の審査に関する事。   |
|      | 捜査指導第二 |  | 1 地域警察官の行う現行犯人等の逮捕及び手続書の作成に関する事。<br>2 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）違反の取締りに関する事。<br>3 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）違反の取締りに関する事。<br>4 地域警察官の検挙した軽易な事件の処理に関する事。<br>5 東京都水上安全条例違反の取締りに関する事（他の分掌に属するものを除く。）。 |

地域部の附置機関

| 附置機関名         | 課    | 係        | 分掌事務  |
|---------------|------|----------|---|
| 警視庁通信<br>指令本部 | 指令計画 | 指令計画第一   | 1 本部内の庶務に関する事。<br>2 指令電話、模写電送、無線指令、110番通報その他非常通報等の運用計画及び資料に関する事。                                |
|               |      | 指令計画第二   | 1 緊急配備の調査、企画及び指導訓練に関する事。<br>2 重要事態発生時における緊急指令業務の調査及び企画に関する事。                                    |
|               |      | 通信指令システム | 1 通信指令システムの開発企画、設計及び調整に関する事。<br>2 通信指令システムの運用計画、操作及び維持管理に関する事。<br>3 情報通信技術の研究に関する事。             |
|               | 第一指令 | 指令第一     | 1 指令電話業務の実施に関する事。   |
|               |      | 指令第二     | 2 模写電送業務の実施に関する事。   |
|               | 第二指令 | 指令第三     | 3 無線指令業務の実施に関する事。   |
|               |      | 指令第四     | 4 110番の受理及び措置に関する事。   |
|               | 第三指令 | 指令第五     | 5 有線非常通報及び無線非常通報の受理及び措置に関する事。   |
|               |      | 指令第六     | 6 緊急配備指令業務の実施に関する事。<br>7 重要事態発生時における緊急指令業務の実施に関する事。<br>8 無線自動車の緊急運用に関する事。<br>9 重要事態等の通報連絡に関する事。 |

5 公安部

| 課      | 課長代理担当 | 係    | 分掌事務   |
|--------|--------|------|--|
| 公安総務   | 庶務     | 庶務   | 1 部内及び課内の庶務に関する事。<br>2 部内他課の分掌に属しないこと。   |
|        |        | 会計   | 1 部内の予算経理に関する事。  |
|        | 公安企画   | 公安企画 | 1 公安警察の企画に関する事。<br>2 公安警察官の実務教養に関する事。  |
|        |        | 公安管理 | 1 公安警察の管理、運用及び総合的調整に関する事。<br>2 公安警察の装備及び資器材に関する事。<br>3 公安機動捜査隊の運用及び連絡調整に関する事。  |
|        |        | 公安法令 | 1 公安警察関係法令の解釈運用に関する事。<br>2 公安警察関係法令の指導及び教養に関する事。<br>3 公安警察に係る情報の運用及び管理に関する事。<br>4 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律違反及び拡声機による暴騒音の規制に関する条例違反の捜査及び情報に関する事。<br>5 その他の警備犯罪の取締りに関する事（他の分掌に属するものを除く。）。 |
|        | 第一公安捜査 | 第一   | 1 警備情報（他の分掌に属するものを除く。）の収集、整理等に関する事。  |
|        | 第二公安捜査 | 第二   | 2 刑法（明治40年法律第45号）第2編第2章及び第3章に規定する犯罪の取締りに関する事。  |
|        |        | 第三   | 3 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する犯罪の取締りに関する事。   |
|        | 第三公安捜査 | 第四   | 4 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和27年法律第138号。以下「刑事特別法」という。）第6条及び第7条に規定する犯罪の取締りに関する事。   |
|        |        | 第五   |  |
| 第四公安捜査 | 第六     |      |  |
|        | 第七     |      |  |
|        | 第八     |      |  |

|      |                  |                      |   |
|------|------------------|----------------------|---|
|      |                  |                      | 5 その他の警備犯罪の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。   |
|      | 第五公安捜査           | 第九<br>第十             | 1 テロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる極左的主張その他の主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。）に係る警備情報その他の警備情報（他の分掌に属するものを除く。）の収集、整理等に関する事   |
|      | 第六公安捜査           | 第十一<br>第十二           | 2 刑法第2編第2章及び第3章に規定する犯罪の取締りに関すること。<br>3 破壊活動防止法に規定する犯罪の取締りに関すること。<br>4 刑事特別法第6条及び第7条に規定する犯罪の取締りに関すること。<br>5 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）に規定する犯罪の取締りに関すること。<br>6 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する調査及び犯罪の取締りに関すること。<br>7 その他の警備犯罪の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。 |
| 公安第一 | 第一公安捜査           | 第一                   | 1 課内の庶務に関する事。<br>2 極左的主張に基づく暴力主義的破壊活動（以下「極左活動」という。）に係る警備情報（公安第二課の分掌に属するものを除く。以下公安第一課において同じ。）の収集、整理等に関する事。<br>3 極左活動に随伴する警備犯罪（公安第二課の分掌に属するものを除く。以下公安第一課において同じ。）の取締りに関すること。   |
|      |                  | 第二                   | 1 極左活動に係る警備情報の収集、整理等に関する事。<br>2 極左活動に随伴する警備犯罪の取締りに関すること。  |
|      | 第二公安捜査           | 第三<br>第四             | 1 極左活動に係る警備情報の収集、整理等に関する事。<br>2 極左活動に随伴する警備犯罪の取締りに関すること。  |
|      | 第三公安捜査           | 第五<br>第六             | 1 極左活動に係る警備情報の収集、整理等に関する事。<br>2 活動の本拠が外国にある日本人によるテロリズムに係る警備情報の収集、整理等に関する事。<br>3 極左活動に随伴する警備犯罪の取締りに関すること。  |
|      | 第四公安捜査           | 第七<br>第八             | 1 極左活動に係る警備情報の収集、整理等に関する事。<br>2 極左活動に随伴する警備犯罪の取締りに関すること。  |
| 公安第二 | 第一公安捜査           | 第一                   | 1 課内の庶務に関する事。<br>2 極左活動に随伴する警備犯罪の総合的対策に関する事。<br>3 労働紛争及び極左活動に係る警備情報（公安第一課の分掌に属するものを除く。以下公安第二課において同じ。）の収集、整理等に関する事。<br>4 労働紛争及び極左活動に随伴する警備犯罪（公安第一課の分掌に属するものを除く。以下公安第二課において同じ。）の取締りに関すること。  |
|      | 第二公安捜査           | 第二<br>第三             | 1 労働紛争及び極左活動に係る警備情報の収集、整理等に関する事。<br>2 労働紛争及び極左活動に随伴する警備犯罪の取締りに関すること。  |
|      | 第三公安捜査           | 第四<br>第五<br>第六<br>第七 | 1 極左活動に随伴する警備犯罪の総合的対策に関する事。<br>2 極左活動に係る警備情報の収集、整理等に関する事。<br>3 極左活動に随伴する警備犯罪の取締りに関すること。   |
|      | 第一公安捜査           | 第一                   | 1 課内の庶務に関する事。<br>2 極端な国家主義、民族主義的主張に基づく暴力主義的活動（以下「右翼活動」という。）に係る警備情報の収集、整理等に関する事。<br>3 右翼活動に随伴する警備犯罪の取締りに関すること。   |
| 公安第三 | 第一公安捜査           | 第二                   | 1 右翼活動に係る警備情報の収集、整理等に関する事。  |
|      |                  | 第三                   | 2 右翼活動に随伴する警備犯罪の取締りに関すること。  |
|      | 第二公安捜査           | 第四                   | 1 右翼活動に係る警備情報の収集、整理等に関する事。  |
|      | 第三公安捜査           | 第五                   | 2 右翼活動に随伴する警備犯罪の取締りに関すること。  |
|      | 第四公安捜査<br>第五公安捜査 | 第六<br>第七<br>第八<br>第九 |   |
| 公安第四 | 第一公安資料           | 第一                   | 1 課内の庶務に関する事。<br>2 公安警察に関する資料の収集及び整備に関する事。<br>3 公安警察の統計に関する事。<br>4 警備犯罪の特命事項に関する事。  |
|      | 第二公安資料           | 第二                   | 1 公安警察に関する資料の収集及び整備に関する事。<br>2 警備犯罪の特命事項に関する事。  |
| 外事第一 | 外事               | 第一                   | 1 課内の庶務に関する事。   |

|      |         |    |  |
|------|---------|----|--|
|      |         | 第二 | <ul style="list-style-type: none"> <li>2 外国人に係る警備情報（他の分掌に属するものを除く。）の収集、整理等に関する事。</li> <li>3 外事関係法令の研究及び指導に関する事。</li> <li>4 外交使節、領事その他外国人の取扱いに関する事。</li> <li>5 他の分掌に属しない外事警察に関する事。</li> </ul>   |
|      | 欧米第一    | 第三 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 外国人に係る警備情報（他の分掌に属するものを除く。）の収集、整理等に関する事。</li> <li>2 外国人に係る警備犯罪（他の分掌に属するものを除く。）の取締りに関する事。</li> <li>3 外事関係法令違反事件（他の分掌に属するものを除く。）の取締りに関する事。</li> <li>4 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び関税法（昭和29年法律第61号）に規定する犯罪のうち、国際的な平和及び安全の維持に係る犯罪の取締りに関する事（他の分掌に属するものを除く。）。</li> </ul>  |
|      |         | 第四 |  |
|      | 欧米第二    | 第五 |  |
| 外事第二 | アジア第一   | 第一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 課内の庶務に関する事。</li> <li>2 アジア地域の外国人に係る警備情報（外事第三課及び外事第四課の分掌に属するものを除く。）の収集、整理等に関する事。</li> <li>3 アジア地域の外国人に係る警備犯罪（外事第三課及び外事第四課の分掌に属するものを除く。）の取締りに関する事。</li> <li>4 アジア地域の外国人に係る外事関係法令違反事件（外事第三課の分掌に属するものを除く。）の取締りに関する事。</li> <li>5 アジア地域に関する外国為替及び外国貿易法及び関税法に規定する犯罪のうち、国際的な平和及び安全の維持に係る犯罪（外事第三課の分掌に属するものを除く。）の取締りに関する事。</li> </ul> |
|      |         | 第二 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 アジア地域の外国人に係る警備情報（外事第三課及び外事第四課の分掌に属するものを除く。）の収集、整理等に関する事。</li> <li>2 アジア地域の外国人に係る警備犯罪（外事第三課及び外事第四課の分掌に属するものを除く。）の取締りに関する事。</li> <li>3 アジア地域の外国人に係る外事関係法令違反事件（外事第三課の分掌に属するものを除く。）の取締りに関する事。</li> <li>4 アジア地域に関する外国為替及び外国貿易法及び関税法に規定する犯罪のうち、国際的な平和及び安全の維持に係る犯罪（外事第三課の分掌に属するものを除く。）の取締りに関する事。</li> </ul>                        |
|      | アジア第二   | 第三 |  |
|      |         | 第四 |  |
|      |         | 第五 |  |
| 外事第三 | 北東アジア第一 | 第一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 課内の庶務に関する事。</li> <li>2 北東アジア地域の外国人に係る警備情報（外事第四課の分掌に属するものを除く。）の収集、整理等に関する事。</li> <li>3 北東アジア地域の外国人に係る警備犯罪（外事第四課の分掌に属するものを除く。）の取締りに関する事。</li> <li>4 北東アジア地域の外国人に係る外事関係法令違反事件の取締りに関する事。</li> <li>5 北東アジア地域に関する外国為替及び外国貿易法及び関税法に規定する犯罪のうち、国際的な平和及び安全の維持に係る犯罪の取締りに関する事。</li> </ul>   |
|      |         | 第二 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 北東アジア地域の外国人に係る警備情報（外事第四課の分掌に属するものを除く。）の収集、整理等に関する事。</li> <li>2 北東アジア地域の外国人に係る警備犯罪（外事第四課の分掌に属するものを除く。）の取締りに関する事。</li> <li>3 北東アジア地域の外国人に係る外事関係法令違反事件の取締りに関する事。</li> <li>4 北東アジア地域に関する外国為替及び外国貿易法及び関税法に規定する犯罪のうち、国際的な平和及び安全の維持に係る犯罪の取締りに関する事。</li> </ul>  |
|      | 北東アジア第二 | 第三 |  |
|      |         | 第四 |  |
| 外事第四 | 国際テロ第一  | 第一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 課内の庶務に関する事。</li> <li>2 外国人によるテロリズムの取締りに係る企画及び調査に関する事。</li> </ul>  |
|      |         | 第二 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 外国人によるテロリズムに係る警備情報の収集、整理等に関する事。</li> <li>2 外国人によるテロリズムに係る犯罪の取締りに関する事。</li> <li>3 警備犯罪の特命事項の捜査に関する事。</li> </ul>  |
|      | 国際テロ第二  | 第三 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 外国人によるテロリズムに係る警備情報の収集、整理等に関する事。</li> <li>2 外国人によるテロリズムに係る犯罪の取締りに関する事。</li> <li>3 警備犯罪の特命事項の捜査に関する事。</li> </ul>  |
|      |         | 第四 |  |
|      | 国際テロ第三  | 第五 |  |
|      | 国際テロ第四  | 第六 |  |

公安部の附置機関

| 附置機関名                       | 副所長担当          | 係  | 分掌事務  |
|-----------------------------|----------------|----|---|
| 警視庁<br>サイバー<br>攻撃対策<br>センター | 第一サイバー<br>攻撃対策 | 第一 | 1 サイバー攻撃対策センター内の庶務に関する事。                                    |
|                             |                | 第二 | 2 サイバー攻撃対策の企画、調査及び調整に関する事。                                  |
|                             |                | 第三 | 3 サイバー攻撃対策に係る各種情報の収集及び管理に関する事。<br>4 他の分掌に属しないサイバー攻撃対策に関する事。 |
|                             | 第二サイバー<br>攻撃対策 | 第四 | 1 サイバー攻撃対策に係る関係機関、団体等との連絡に関する事。                             |
|                             |                | 第五 | 2 サイバー攻撃対策に係る指導及び教養に関する事。                                   |
|                             | 第三サイバー<br>攻撃対策 | 第六 | 1 サイバー攻撃に係る警備情報の収集、整理等に関する事。                                |
|                             |                | 第七 | 2 サイバー攻撃に係る警備犯罪の取締りに関する事。                                   |
|                             |                | 第八 |   |
|                             |                | 第九 |   |
|                             |                | 第十 |   |

6 刑事部

| 課                  | 課長代理担当 | 係                             | 分掌事務  |   |
|--------------------|--------|-------------------------------|---|---|
| 刑事総務               | 庶務     | 庶務                            | 1 部内及び課内の庶務に関する事。<br>2 部内捜査用自動車の運用に関する事。<br>3 部内他課の分掌に属しないこと。   |   |
|                    |        | 会計                            | 1 部内の予算経理に関する事。   |   |
|                    |        | 刑事企画                          | 刑事企画第一<br>刑事企画第二  | 1 刑事警察の運営の企画及び指導に関する事。<br>2 刑事警察の運営の管理及び総合調整に関する事。  |
|                    | 刑事指導   | 刑事指導第一<br>刑事指導第二              | 1 刑事警察官の管理及び実務指導に関する事。<br>2 機動捜査隊の運用及び連絡調整に関する事。<br>3 捜査資器材の保守管理及び運用に関する事。<br>4 証拠物件集中保管倉庫の管理及び運用に関する事。 |   |
|                    |        |                               | 法令指導第一<br>法令指導第二  | 1 刑事警察関係法令の研究及び指導に関する事。<br>2 刑事資料の収集及び調査に関する事。  |
|                    |        | 刑事特別捜査                        | 1 刑事部長の特命事件の捜査に関する事。  |   |
|                    |        | 刑事教養                          | 刑事教養<br>刑事統計  | 1 刑事警察官の実務教養に関する事。<br>1 刑事警察の統計に関する事。<br>2 特別法犯の統計に関する事。<br>3 刑事警察の統計についての指導教養に関する事。                      |
|                    | 捜査第一   | 第一強行犯捜査                       | 強行犯捜査第一   | 1 課内の庶務に関する事。<br>2 強行犯捜査の連絡調整に関する事。   |
|                    |        |                               | 強行犯捜査第二   | 1 捜査本部の設置及び設置初期における捜査運営に関する事。<br>2 強行犯捜査資料の収集整備に関する事。   |
|                    |        | 第二強行犯捜査                       | 強行犯捜査第三   | 1 強行犯に係る初動捜査に関する事。  |
| 強行犯捜査第四            |        |                               |   |   |
| 科学捜査第一<br>科学捜査第二   |        |                               | 1 科学捜査に関する事。  |   |
| 第三強行犯捜査            |        | 殺人犯捜査第一<br>殺人犯捜査第二            | 1 殺人、傷害その他人の生命身体に係る犯罪の捜査に関する事。<br>2 部内他課の分掌に属しない犯罪の捜査に関する事。   |   |
|                    |        | 殺人犯捜査第三<br>殺人犯捜査第四            |   |   |
| 第五強行犯捜査            |        | 殺人犯捜査第五<br>殺人犯捜査第六<br>殺人犯捜査第七 |   |   |
|                    |        | 第六強行犯捜査                       | 強盗犯捜査第一   | 1 強盗に係る犯罪の捜査に関する事。<br>2 暴行及び傷害に係る連続犯の捜査に関する事。<br>3 強行犯に係る犯罪手口資料に関する事。                                     |
|                    |        |                               | 強盗犯捜査第二   | 1 強盗に係る犯罪の捜査に関する事。  |
| 強盗犯捜査第三<br>強盗犯捜査第四 |        |                               | 2 暴行及び傷害に係る連続犯の捜査に関する事。   |   |
| 第七強行犯捜査            |        |                               | 性犯罪捜査第一   | 1 強制性交等及び強制わいせつに係る犯罪の捜査（以下「性犯罪捜査」という。）に関する事。<br>2 強制性交等及び強制わいせつに係る犯罪情報の収集及び分析に関する事。<br>3 性犯罪捜査の実務指導に関する事。 |

|         |           |  |
|---------|-----------|--|
|         | 性犯捜査第二    | 1 性犯罪捜査に関すること。   |
|         | 性犯捜査第三    |  |
| 第八強行犯捜査 | 火災犯捜査第一   | 1 放火及び失火に係る犯罪の捜査に関すること。  |
|         | 火災犯捜査第二   |  |
| 第一特殊犯捜査 | 特殊犯捜査第一   | 1 誘拐、人質立てこもり（航空機等の強取事件を含む。）等に係る犯罪の捜査に関すること。  |
|         | 特殊犯捜査第二   | 2 電話及び文書による恐喝、脅迫等に係る犯罪の捜査に関すること。   |
| 第二特殊犯捜査 | 特殊犯捜査第三   | 1 航空機の事故事件の捜査に関すること。   |
|         | 特殊犯捜査第四   | 2 列車等の事故事件の捜査に関すること。<br>3 爆破事件及び爆発事故事件の捜査に関すること。<br>4 産業災害等に係る業務上過失致死傷事件の捜査に関すること。   |
|         | 特殊犯捜査第五   | 1 特殊犯に係る重要特異な事件の捜査に関すること。<br>2 特命事件の捜査に関すること。  |
| 第三特殊犯捜査 | 特殊犯捜査第六   | 1 インターネットによる恐喝、脅迫等に係る犯罪の捜査に関すること。  |
|         | 特殊犯捜査第七   |  |
| 捜査第二    | 第一知能犯捜査   | 1 課内の庶務に関すること。<br>2 知能犯捜査の運営に関すること。<br>3 知能犯捜査資料の整備に関すること。<br>4 知能犯情報に係る捜査に関すること。  |
|         | 第二知能犯捜査   | 1 選挙に関する犯罪の捜査に関すること。<br>2 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に関する犯罪の捜査に関すること。  |
|         | 情報        | 1 知能犯情報の収集及び管理に関すること。<br>2 重要特異な知能犯事件の捜査に関すること。  |
|         | 第三知能犯捜査   | 1 贈収賄等重要知能犯事件の捜査に関すること。<br>2 特命事件の捜査に関すること。  |
|         | 第四知能犯捜査   |  |
|         | 第五知能犯捜査   |  |
|         | 第一財務捜査    | 1 企業等に係る知能犯事件の捜査に関すること。<br>2 知能犯罪に係る財務解析等の捜査に関すること。  |
|         | 第二財務捜査    |  |
|         | 第三財務捜査    |  |
|         | 第一知能犯特別捜査 | 1 告訴（告発）事件の調整及び捜査に関すること。<br>2 詐欺（盗難、遺失等に係るクレジットカード、預金通帳等を用いた詐欺を除く。）、背任及び横領に係る犯罪の捜査に関すること。<br>3 通貨及び公債の偽造に係る犯罪の捜査に関すること。<br>4 不動産侵奪及び境界毀損に係る犯罪の捜査に関すること。<br>5 名誉及び信用に係る犯罪の捜査に関すること。<br>6 知能犯に係る犯罪手口資料に関すること。<br>7 他の分掌に属しない特別法に係る犯罪の捜査に関すること。 |
|         | 第二知能犯特別捜査 |  |
|         | 第三知能犯特別捜査 |  |
|         | 第四知能犯特別捜査 |  |
|         | 第五知能犯特別捜査 |  |
| 捜査第三    | 第一盗犯捜査    | 1 課内の庶務に関すること。<br>2 窃盗犯捜査の運営に関すること。  |

|      |        |   |   |
|------|--------|---|---|
|      |        | 第二  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 手口資料に関すること。</li> <li>2 窃盗等常習者の把握に関すること。</li> <li>3 盗品等捜査資料及び手配に関すること。</li> <li>4 盗品等捜査の指導に関すること。</li> <li>5 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）違反（命令、報告及び立入検査に係る違反を除く。）の捜査の指導に関すること。</li> </ol>   |
|      | 第二盗犯捜査 | 第三<br>第四                                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人又は集団による窃盗（自動車盗、ひったくり及びすりを除く。）に係る犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 盗難、遺失等に係るクレジットカード、預金通帳等を用いた詐欺に係る犯罪の捜査に関すること。</li> <li>3 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反（命令、報告及び立入検査に係る違反を除く。）の捜査に関すること。</li> </ol>  |
|      | 第三盗犯捜査 | 第五<br>第六                                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 窃盗（自動車盗、ひったくり、すりその他外国人又は集団による窃盗を除く。）に係る犯罪の捜査に関すること。</li> </ol>   |
|      | 第四盗犯捜査 | 第七<br>第八<br>第九                              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車盗、ひったくり、すりその他の窃盗に係る犯罪の捜査に関すること。</li> <li>2 移動警察に関すること。</li> </ol>   |
| 捜査共助 | 第一捜査共助 | 手配  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 課内の庶務に関すること。</li> <li>2 指名手配等に関すること。</li> <li>3 指名手配被疑者の身柄調整に関すること。</li> <li>4 警察庁の行う特別手配に関すること。</li> <li>5 道府県警察との犯罪捜査の連絡共助に関すること。</li> </ol>   |
|      | 第二捜査共助 | 捜査共助<br>広域捜査共助                              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指名手配等被疑者の追跡捜査に関すること。</li> <li>1 道府県警察管内発生 of 広域重要事件等の捜査に関すること。</li> <li>2 道府県警察管内発生の特異行方不明者等の事案のうち、殺人、誘拐等の重大犯罪に発展するおそれのある事案の捜査に関すること。</li> <li>3 指名手配等被疑者の追跡捜査に関すること。</li> <li>4 指名手配等被疑者の共同捜査に関すること。</li> <li>5 人定不詳被疑者の公開捜査に関すること。</li> </ol>  |
| 鑑識   | 第一現場鑑識 | 鑑識管理<br><br>鑑識対策                            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 課内の庶務に関すること。</li> <li>2 鑑識資器材の管理及び分配に関すること。</li> <li>3 鑑識技能検定に関すること。</li> <li>4 課内他係の分掌に属さない鑑識に関すること。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鑑識実務の指導及び教養に関すること。</li> <li>2 現場鑑識活動の連絡調整に関すること。</li> <li>3 鑑識資器材の研究及び開発に関すること。</li> <li>4 鑑識資料の収集整備に関すること。</li> <li>5 特命事件の鑑識に関すること。</li> </ol> |
|      |        | 現場鑑識第一<br>現場鑑識第二<br>現場鑑識第三<br>現場鑑識第四        | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場鑑識活動に関すること。</li> <li>2 現場記録の調整に関すること。</li> </ol>   |
|      | 第二現場鑑識 | 現場鑑識第五<br>現場鑑識第六<br>現場鑑識第七<br>現場鑑識第八<br>警察犬 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察犬（警備犬を除く。）に関すること。</li> </ol>   |
| 検視   | 検視対策   |   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 検視に関する企画及び調整に関すること。</li> <li>2 身元不明者等の調査の調整に関すること。</li> <li>3 特命事件の検視の実施に関すること。</li> </ol>   |
|      |        | 検視第一<br>検視第二<br>検視第三<br>検視第四                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 検視の実施に関すること。</li> <li>2 死体取扱いの調査に関すること。</li> <li>3 身元不明者等の調査に関すること。</li> </ol>   |
| 指紋   | 現場指紋   |   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場指紋等の採取に関すること。</li> <li>2 現場指紋等の選別に関すること。</li> </ol>  |
|      | 指紋照合第一 |   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場指紋等の照合及び鑑定に関すること。</li> <li>2 現場指紋等の管理に関すること。</li> </ol>  |
|      | 指紋照合第二 |   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 遺留指掌紋の照会に関すること。</li> </ol>   |
|      | 指紋理化   |   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現場指紋等の検出及び採取に関すること。</li> </ol>   |

|    |      |   |
|----|------|---|
|    |      | 2 現場指紋等の検出及び採取に係る技術の研究及び開発に関すること。   |
|    | 指紋資料 | 1 被疑者指掌紋の照会及び管理に関すること。<br>2 処分結果及び犯歴の登録に関すること。<br>3 死者指掌紋の照会に関すること。   |
|    | 現場足跡 | 1 現場足跡、タイヤこん、工具こん等の採取に関すること。<br>2 足跡等の照合及び鑑定に関すること。<br>3 足跡等の採取技術の研究、開発及び関係基礎資料の収集に関すること。                               |
| 写真 | 現場写真 | 1 現場写真の作成に関すること。<br>2 被疑者写真、手配写真、指紋写真及び足こん跡写真の作成に関すること。   |
|    | 特殊写真 | 1 カラー写真及び赤・紫外線写真に関すること。<br>2 写真計測、画像処理その他写真の特殊処理に関すること。<br>3 写真鑑定に関すること。<br>4 ビデオ機器等の運用に関すること。<br>5 鑑識写真技術の研究、開発に関すること。 |
|    | 写真資料 | 1 被疑者写真の審査、登録、照会及び作成に関すること。<br>2 モンタージュ写真、似顔絵の作成等に関すること。  |

刑事部の附置機関

| 附置機関名      | 科(副所長担当) | 係    | 分掌事務   |
|------------|----------|------|--|
| 警視庁科学捜査研究所 | 鑑定管理     | 庶務   | 1 所内の庶務に関すること。<br>2 鑑定諸手続に関すること。<br>3 臨場要請の受付に関すること。   |
|            |          | 鑑定支援 | 1 鑑定支援に関すること。  |
|            | 第一法医     | 法医第一 | 1 血液、唾液等の鑑定及び検査に関すること。<br>2 精液その他の体液の鑑定及び検査に関すること。<br>3 硬組織及び軟組織の鑑定及び検査に関すること。<br>4 酵素型の鑑定及び検査に関すること。<br>5 その他法医学的な鑑定及び検査に関すること。<br>6 前1から5までに掲げる鑑定及び検査に係る技術の研究及び開発に関すること。 |
|            | 第二法医     | 法医第二 | 1 DNA型の鑑定及び検査に関すること。<br>2 DNA型の鑑定及び検査に係る技術の研究及び開発に関すること。   |
|            | 物理       | 電気   | 1 電気事故及び火災の原因等の鑑定及び検査に関すること。<br>2 声紋の分類、鑑定及び検査に関すること。<br>3 その他物理学的な鑑定及び検査に関すること。<br>4 前1から3までに掲げる鑑定及び検査に係る技術の研究及び開発に関すること。   |
|            |          | 機械   | 1 機械事故及び交通事故の原因等の鑑定及び検査に関すること。<br>2 銃器及び刀剣類の鑑定及び検査に関すること。<br>3 痕跡の鑑定及び検査に関すること。<br>4 金属面の抹消刻印の鑑定及び検査に関すること。<br>5 前1から4までに掲げる鑑定及び検査に係る技術の研究及び開発に関すること。                      |
|            | 文書鑑定     | 文書鑑定 | 1 筆跡、印影及び不明文字の鑑定及び検査に関すること。<br>2 偽造通貨、印刷物その他文書の鑑定及び検査に関すること。<br>3 前1及び2に掲げる鑑定及び検査に係る技術の研究及び開発に関すること。   |
|            |          | 心理   | 1 ポリグラフによる心理の鑑定及び検査に関すること。<br>2 知能検査及び性格検査による心理の鑑定及び検査に関すること。<br>3 犯罪の行動科学による心理の鑑定及び検査に関すること。<br>4 前1から3までに掲げる鑑定及び検査に係る技術の研究及び開発に関すること。                                    |
|            | 第一化学     | 化学第一 | 1 金属、ガラス、陶器その他の無機製品の鑑定及び検査に関すること。<br>2 化学災害の原因等の鑑定及び検査に関すること。<br>3 火薬類及び爆発物の鑑定及び検査に関すること。<br>4 前1から3までに掲げる鑑定及び検査に係る技術の研究及び開発に関すること。  |
|            |          | 化学第二 | 1 トルエン、シンナーその他の有機溶剤及び油類の鑑定及び検査に関すること。<br>2 土壌及び微小物の鑑定及び検査に関すること。<br>3 塗料、繊維類、木質等の鑑定及び検査に関すること。   |

|               |        |        |  |
|---------------|--------|--------|--|
|               |        |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>4 インク、筆記具及び紙質の鑑定及び検査に関すること。</li> <li>5 他の科の分掌に属しない化学的な鑑定及び検査に関すること。</li> <li>6 前1から5までに掲げる鑑定及び検査に係る技術の研究及び開発に関すること。</li> </ul>  |
|               | 第二化学   | 化学第三   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 麻薬、覚醒剤、大麻その他の乱用薬物の鑑定及び検査に関すること。</li> <li>2 乱用薬物の鑑定及び検査に係る技術の研究及び開発に関すること。</li> </ul>  |
|               |        | 化学第四   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 めいてい度等の鑑定及び検査に関すること。</li> <li>2 公害に係る汚水、廃液等の鑑定及び検査に関すること。</li> <li>3 医薬品、化学薬品、農薬その他の毒物の鑑定及び検査に関すること。</li> <li>4 前1から3までに掲げる鑑定及び検査に係る技術の研究及び開発に関すること。</li> </ul>                   |
| 警視庁捜査支援分析センター | 第一捜査支援 | 支援管理   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 捜査支援分析センター内の庶務に関すること。</li> <li>2 捜査支援要請の受付に関すること。</li> <li>3 捜査支援に係る企画、調査、教養及び調整に関すること。</li> <li>4 捜査支援部門の職員の育成及び運用に関すること。</li> <li>5 捜査支援分析センター内他係の分掌に属さない捜査支援に関すること。</li> </ul> |
|               |        | 機動分析第一 | 1 現場における画像等の収集及び分析による捜査支援に関すること。   |
|               |        | 機動分析第二 | 2 旅券、在留カード、特別永住者証明書等の簡易鑑定に関すること。   |
|               | 第二捜査支援 | システム第一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 捜査支援に係るシステム（以下「捜査支援システム」という。）の運用及び管理に関すること。</li> <li>2 捜査支援システムの指導教養に関すること。</li> </ul>  |
|               |        | システム第二 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 捜査支援システム並びに捜査支援に係るソフトウェア及び資機材の調査及び研究開発に関すること。</li> <li>2 捜査情報の収集及び管理に関すること。</li> <li>3 土地鑑資料の登録及び照会に関すること。</li> </ul>   |
|               |        | 情報分析   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪情報分析に関すること。</li> <li>2 犯罪情報の分析手法の調査研究に関すること。</li> <li>3 画像処理及び顔画像照合に関すること。</li> </ul>   |
|               |        | 分析捜査   | 1 現場における犯罪関連情報の集約及び分析による捜査支援に関すること。  |
|               | 技術支援   | 技術支援第一 | 1 情報機器の解析及び鑑定に関すること。   |
|               |        | 技術支援第二 | 2 科学技術を活用した捜査支援に関すること（他の分掌事務に属するものを除く。）。   |

#### 捜査第一課の附置機関

| 附置機関名      | 係      | 分掌事務   |
|------------|--------|--|
| 警視庁特命捜査対策室 | 特命捜査第一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 未解決事件の検証及び捜査に関すること。</li> <li>2 強行犯に係る特命捜査に関すること。</li> </ul> |
|            | 特命捜査第二 |  |
|            | 特命捜査第三 |  |
|            | 特命捜査第四 |  |

#### 捜査第二課の附置機関

| 附置機関名  | 係  | 分掌事務   |
|--------|----|--|
| 警視庁聴訴室 | 聴訴 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 知能犯罪の告訴（告発）事件の受理及び受理に係る連絡調整に関すること。</li> <li>2 知能犯罪の告訴（告発）事件の指導教養に関すること。</li> <li>3 知能犯罪以外の告訴（告発）事件の受理に係る連絡調整に関すること。</li> <li>4 告訴（告発）事件の受理状況及び処理状況の管理に関すること。</li> </ul> |

### 7 生活安全部

| 課      | 課長代理担当 | 係        | 分掌事務  |
|--------|--------|----------|---|
| 生活安全総務 | 庶務     | 庶務       | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内及び課内の庶務に関すること。</li> <li>2 部内他課の分掌に属しないこと。</li> </ul>   |
|        |        | 会計       | 1 部内の予算経理に関すること。  |
|        | 生活安全企画 | 生活安全企画   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 生活安全警察の運営の企画及び総合調整に関すること。</li> <li>2 生活安全警察に関する制度に関すること。</li> <li>3 生活安全特別捜査隊の運用及び連絡調整に関すること。</li> </ul> |
|        |        | 生活安全管理   | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 生活安全警察の運営の管理に関すること。</li> <li>2 生活安全警察に関する資料整備及び統計に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。</li> </ul>                      |
|        |        | 生活安全指導第一 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 生活安全警察関係法令の指導教養に関すること。</li> <li>2 生活安全警察関係法令の調査及び研究に関すること。</li> </ul>                                    |

|        |        |          |   |
|--------|--------|----------|---|
|        |        | 生活安全指導第二 | 3 生活安全警察官の実務教養に関すること。   |
| 犯罪情勢分析 | 犯罪情勢分析 |          | 1 生活安全対策の企画及び調整に関すること。<br>2 犯罪情勢に関する情報の収集及び分析に関すること（他の分掌に属するものを除く。）<br>3 防犯対策に関する調査研究及び資料の収集整備に関すること。   |
|        |        | 渉外情報発信   | 1 生活安全広報に関すること。<br>2 防犯関係団体との連絡に関すること。  |
| 都市防犯   | 都市防犯   |          | 1 盛り場総合対策本部の事務に関すること。<br>2 東京都安全安心まちづくり条例（平成15年東京都条例第114号）に関すること（他の分掌に属するものを除く。）<br>3 特殊地域の防犯対策に関すること。<br>4 防犯カメラの設置促進に関すること。<br>5 防犯カメラに係る資料の収集及び調査分析に関すること。   |
| 個別防犯   | 個別防犯   |          | 1 防犯活動に関すること。<br>2 現場防犯の実施に関すること。<br>3 職域防犯協力団体との連絡に関すること。<br>4 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に関すること（他の分掌に属するものを除く。）   |
| 防犯営業   | 防犯営業第一 |          | 1 生活安全警察関係法令の許可等事務に係る企画及び調整に関すること。<br>2 警備業の認定及び指導取締りに関すること。<br>3 警備業法（昭和47年法律第117号）違反者の行政処分に関すること。   |
|        | 防犯営業第二 |          | 1 質屋営業及び古物営業の許可及び指導取締りに関すること。<br>2 質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び古物営業法（昭和24年法律第108号）違反者の行政処分に関すること。  |
|        | 防犯営業第三 |          | 1 探偵業の届出及び指導取締りに関すること。<br>2 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）違反者の行政処分に関すること。  |
| 生活経済   | 第一経済   | 経済第一     | 1 課内の庶務に関すること。<br>2 経済犯罪情報及び生活情報の収集並びに資料の整備に関すること。  |
|        |        | 経済第二     | 1 悪質商法の照会業務に関すること。<br>2 経済犯罪に関する経理に係る捜査に関すること。  |
|        |        | 経済第三     | 1 金融関係法令違反事件（他の分掌に属するものを除く。）の捜査に関すること。<br>2 酒税法（昭和28年法律第6号）等間接税法違反事件の捜査に関すること。  |
|        | 第二経済   | 経済第四     | 1 資産形成に係る金融関係法令違反事件の捜査に関すること。<br>2 証券・商品（海外先物を除く。）取引関係法令違反事件の捜査に関すること。<br>3 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和53年法律第101号）違反事件の捜査に関すること。  |
|        |        | 経済第五     |   |
|        |        | 経済第六     | 1 関税関係法令違反事件の捜査に関すること。<br>2 外国為替及び外国貿易関係法令違反事件の捜査に関すること。<br>3 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和57年法律第65号）違反事件の捜査に関すること。   |
|        | 第三経済   | 経済第七     | 1 土地建物関係法令違反事件の捜査に関すること。<br>2 不正商品その他無体財産関係法令違反の取締りに関すること。  |
|        |        | 経済第八     | 1 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）違反事件の捜査に関すること。<br>2 割賦販売法（昭和36年法律第159号）違反事件の捜査に関すること。<br>3 生活安定関係法令違反事件の捜査に関すること。<br>4 他の分掌に属しない経済犯罪の捜査に関すること。  |
|        |        | 経済第九     |   |
| 生活環境   | 第一環境   | 環境管理     | 1 課内の庶務に関すること。<br>2 課の分掌事務に係る統計に関すること。  |
|        |        | 銃砲刀剣類対策  | 1 銃砲等又は刀剣類の所持等に係る許可等に関すること。<br>2 射撃場等の指定等に関すること。<br>3 猟銃用火薬類譲受け等に関する許可及び取締りに関すること。<br>4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）違反者の行政処分に関すること。<br>5 銃砲等又は刀剣類に係る関係機関・団体との連絡に関すること。<br>6 銃刀法違反（銃器事犯を除く。以下同じ。）及び武器等製造法（昭和28年法律第145号）違反（銃器事犯を除く。以下同じ。）の取締りに関す |

|      |        |                                  |  |
|------|--------|----------------------------------|--|
|      |        |                                  | ること。<br>7 銃刀法違反及び武器等製造法違反に係る情報の収集及び資料の整備に関すること。  |
|      | 危険物対策  |                                  | 1 放射性物質、火薬類等の運搬届出事務に関すること。<br>2 放射性物質、火薬類、爆発物、高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。   |
| 第二環境 | 環境第一   |                                  | 1 環境事案等（交通公害に関するものを除く。）に係る情報の収集及び資料の整備に関すること。<br>2 環境に係る苦情（交通公害に関するものを除く。）の処理に関すること。<br>3 環境事犯（交通公害に関するものを除く。以下同じ。）の取締りに関すること。   |
|      | 環境第二   |                                  | 1 環境事犯の取締りに関すること。  |
|      | 環境第三   |                                  |  |
|      | 環境第四   |                                  |  |
| 第三環境 | 保健衛生第一 |                                  | 1 保健衛生事犯に係る情報の収集及び資料の整備に関すること。<br>2 保健衛生事犯の取締りに関すること。  |
|      | 保健衛生第二 |                                  | 1 保健衛生事犯の取締りに関すること。  |
|      | 保健衛生第三 |                                  |  |
| 保安   | 風俗営業   | 風俗管理                             | 1 課内の庶務に関すること。<br>2 風俗環境保全協議会に関すること。<br>3 他の分掌に属しない風俗営業等に関すること。  |
|      |        | 風俗営業                             | 1 風俗営業及び特定遊興飲食店営業の許可に関すること。<br>2 性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の届出に関すること。<br>3 性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例（平成12年東京都条例第196号）に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。<br>4 歓乐的雰囲気を通じて過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成18年東京都条例第85号）に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。<br>5 東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例（平成9年東京都条例第68号）に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。 |
|      |        | 行政処分                             | 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）違反者の行政処分に関すること。<br>2 性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例違反者の行政処分及び場所の提供に係る規制の指導取締りに関すること。<br>3 歓乐的雰囲気を通じて過度に助長する風俗案内の防止に関する条例違反者の行政処分に関すること。<br>4 東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例違反者の行政処分に関すること。  |
|      | 査察     | 査察                               | 1 風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、性風俗営業等、風俗案内の業、デートクラブ営業及び利用カード販売業の査察取締りに関すること。   |
|      | 保安     | 保安第一                             | 1 賭博犯罪等の捜査及び情報の収集に関すること。   |
|      |        | 保安第二                             | 1 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。   |
|      | 保安第三   | 1 他の分掌に属しない保安警察関係法令違反の取締りに関すること。 |  |
| 第一風紀 | 保安情報捜査 |                                  | 1 風俗関係事犯、売春事犯、賭博犯罪等に係る情報の初動捜査に関すること。   |
|      | 風紀第一   |                                  | 1 わいせつ等風俗関係事犯の調査及び資料の収集に関すること。<br>2 わいせつ等風俗関係事犯の取締りに関すること。   |
| 第二風紀 | 風紀第二   |                                  | 1 売春事犯等の取締りに関すること。   |
| 少年育成 | 少年育成   | 少年企画                             | 1 課内の庶務に関すること。<br>2 少年警察の運営の企画、調査及び指導（他の分掌に属するものを除く。）に関すること。<br>3 少年警察の統計に関すること。<br>4 少年センターの運用及び連絡調整に関すること。<br>5 他の分掌に属しない少年警察に関すること。   |
|      |        | 少年対策                             | 1 少年警察の広報に関すること。<br>2 少年の社会参加活動等に関すること。<br>3 少年警察ボランティア（被害少年サポーター、少年を守る環境浄化推進委員及び被害少年カウンセリングアドバイザーを除く。）に関すること。<br>4 学校、職場、家庭その他少年の健全な育成に係る関係機関・団体との  |

|                |                |  |   |
|----------------|----------------|--|---|
|                |                |  | 連携に関すること。<br>5 少年非行防止教室に関すること。  |
| 環境             | 少年環境第一         |  | 1 少年に有害な環境の浄化に関すること。<br>2 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。<br>3 非行集団等の解体補導に関すること。<br>4 ぐ犯少年及び不良行為少年の補導に関すること。<br>5 少年を守る環境浄化推進委員に関すること。   |
|                |                | 少年環境第二   | 1 インターネット異性紹介事業の届出に関すること。<br>2 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）違反者の行政処分に関すること。<br>3 特定異性接客営業の届出に関すること。<br>4 特定異性接客営業等の規制に関する条例（平成29年東京都条例第30号）違反者の行政処分に関すること。 |
|                | 少年相談           | 1 少年相談に関すること。<br>2 犯罪その他少年の健全育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。<br>3 被害少年サポーター及び被害少年カウンセリングアドバイザーに関すること。 |   |
|                | 保護対策           | 1 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童の保護に関すること。   |   |
| 福祉犯            | 福祉犯第一          | 1 少年の福祉を害する犯罪の取締り及び実務指導に関すること。   |   |
|                | 福祉犯第二          | 1 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。   |   |
|                | 福祉犯第三          |  |   |
| 少年事件           | 少年事件指導         | 指導第一   | 1 課内の庶務に関すること。<br>2 施設逃走等少年の手配及び保護に関すること。<br>3 少年事件に関連する他府県との連絡照会に関すること。  |
|                |                | 指導第二   | 1 少年事件捜査の実務指導に関すること。<br>2 少年事件に係る家庭裁判所等の関係機関との連絡に関すること。   |
|                | 第一少年事件         | 少年事件第一   | 1 犯罪少年の事件捜査及び触法少年の補導に関すること。   |
|                |                | 少年事件第二   |   |
|                |                | 少年事件第三   |   |
|                | 第二少年事件         | 少年事件第四   |   |
|                |                | 少年事件第五   |   |
|                |                | 少年事件第六   |   |
|                | 第三少年事件         | 少年事件第七   |   |
| 少年事件第八         |                |  |   |
| 少年事件第九         |                |  |   |
| サイバー<br>犯罪対策   | サイバー犯罪<br>対策   | 管理   | 1 課内の庶務に関すること。<br>2 サイバー犯罪に係る対策の企画、調査及び調整に関すること。<br>3 他の分掌に属しないサイバー犯罪対策に関すること。  |
|                |                | 対策   | 1 サイバー犯罪対策に係る関係機関、団体等との連絡に関すること。<br>2 サイバー犯罪に係る相談に関すること。<br>3 インターネット端末利用営業の届出に関すること。<br>4 インターネット端末利用営業の規制に関する条例（平成22年東京都条例第64号）違反者の行政処分に関すること。                                |
|                | サイバー犯罪<br>情報   | 情報第一   | 1 サイバー犯罪に係る各種情報の収集及び管理に関すること。<br>2 サイバー犯罪に係る各種情報の初動捜査に関すること。<br>3 サイバー犯罪の捜査に係る指導に関すること。   |
|                |                | 情報第二   |   |
|                |                | 情報第三   |   |
|                | 第一サイバー<br>犯罪捜査 | 捜査第一   | 1 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反の取締りに関すること。<br>2 インターネット端末利用営業の規制に関する条例違反の取締りに関すること。  |
|                |                | 捜査第二   |   |
|                | 第二サイバー<br>犯罪捜査 | 捜査第三   | 1 高度な情報技術を利用する犯罪の取締りに関すること。   |
|                |                | 捜査第四   |   |
|                |                | 捜査第五   |   |
|                | 第三サイバー<br>犯罪捜査 | 捜査第六   | 1 インターネット上の違法情報及び有害情報に係る犯罪の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。   |
|                |                | 捜査第七   |   |
| 第四サイバー<br>犯罪捜査 | 捜査第八           | 1 生活安全部長の特命によるサイバー犯罪に係る捜査に関すること。   |   |
|                | 捜査第九           |  |   |
|                | 協働捜査           | 1 サイバー犯罪に係る協働捜査に関すること。   |   |

生活安全総務課の附置機関

| 附置機関名         | 係      | 分掌事務  |
|---------------|--------|---|
| 警視庁生活安全相談センター | 生活安全相談 | 1 生活安全相談の受理等に関すること。<br>2 生活安全相談に係る指導教養に関すること。   |
|               | 行方不明相談 | 1 行方不明者等の捜索、手配及び保護に関すること。<br>2 迷い人の身元の確認に関すること。<br>3 行方不明者等の相談に関すること。<br>4 精神障害者、浮浪者及び行路病人の保護に関すること。<br>5 高齢社会対策に関すること。<br>6 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に関すること（他の分掌に属するものを除く。）<br>7 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に関すること（他の分掌に属するものを除く。）  |
| 警視庁ストーカー対策室   | 規制第一   | 1 ストーカー行為等及びつきまとい行為等に係る対策の企画及び調整に関すること。<br>2 ストーカー行為等の規制及び取締り並びにつきまとい行為等の取締りに係る指導教養に関すること。<br>3 ストーカー行為等及びつきまとい行為等に係る情報の管理及び照会に関すること。<br>4 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に基づく警告、禁止命令等及び禁止命令等の有効期間の延長の処分に関すること（他の分掌に属するものを除く。）<br>5 他の分掌に属しないストーカー規制法に関すること。<br>6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に関すること（他の分掌に属するものを除く。）  |
|               | 規制第二   |   |
|               | 対策第一   | 1 ストーカー行為及びつきまとい行為等に係る相談に関すること。<br>2 ストーカー規制法に基づく警告の申出の受理及び援助等に関すること。<br>3 ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等及び禁止命令等の有効期間の延長の処分に係る調査に関すること。<br>4 ストーカー規制法違反事件の捜査に関すること。<br>5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律違反事件の捜査に関すること。<br>6 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）に関すること。<br>7 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律違反事件の捜査に関すること。<br>8 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律違反事件の捜査に関すること。<br>9 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和37年東京都条例第103号。以下「迷惑防止条例」という。）第5条の2違反事件の捜査に関すること。<br>10 迷惑防止条例に基づく援助の措置に関すること。 |
|               | 対策第二   |   |
| 対策第三          |        |   |

生活経済課の附置機関

| 附置機関名      | 係        | 分掌事務                             |
|------------|----------|----------------------------------|
| 警視庁金融犯罪対策室 | 金融犯罪対策第一 | 1 悪質金融業者等に係る金融関係法令違反事件の捜査に関すること。 |
|            | 金融犯罪対策第二 |                                  |
|            | 金融犯罪対策第三 |                                  |

サイバー犯罪対策課の附置機関

| 附置機関名          | 係    | 分掌事務   |
|----------------|------|--|
| 警視庁ネットワーク捜査指導室 | 分析   | 1 高度な情報技術を利用する犯罪の分析に関すること。   |
|                | 技術調査 | 1 高度な情報技術を利用する犯罪の調査研究に関すること。<br>2 アクセス管理者（不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条第1項に規定するアクセス管理者をいう。）に対する援助に関すること。 |
|                | 技術管理 | 1 高度な情報技術を利用する犯罪の捜査に係る電子計算機の管理運用に関すること。  |

8 組織犯罪対策部

| 課 | 課長代理担当 | 係 | 分掌事務 |
|---|--------|---|------|
|   |        |   |      |

|            |            |   |   |
|------------|------------|---|---|
| 組織犯罪対策総務   | 庶務         | 庶務  | 1 部内及び課内の庶務に関すること。<br>2 部内他課の分掌に属しないこと。   |
|            | 会計         | 会計  | 1 部内の予算経理に関すること。  |
|            | 組織犯罪対策企画   | 組織犯罪対策企画  | 1 組織犯罪対策の企画及び総合調整に関すること。<br>2 組織犯罪対策に関する制度に関すること。<br>3 組織犯罪対策特別捜査隊の運用及び連絡調整に関すること。  |
|            |            | 組織犯罪対策管理  | 1 組織犯罪対策の運営の管理に関すること。   |
|            |            | 組織犯罪対策情報  | 1 組織犯罪に係る情報の運用及び管理に関すること。   |
|            | 組織犯罪対策指導   | 組織犯罪対策指導  | 1 組織犯罪対策の研究及び指導に関すること。<br>2 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）の指導に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。  |
|            |            | 組織犯罪対策教養  | 1 組織犯罪対策警察官の実務教養に関すること。   |
| 組織犯罪対策司法制度 | 組織犯罪対策司法制度 | 1 組織犯罪対策の司法制度に係る指導及び教養に関すること。<br>2 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）の指導に関すること。 |   |
| 犯罪収益対策     | 犯罪収益対策     | 犯罪収益対策企画  | 1 課内の庶務に関すること。<br>2 犯罪収益に係る総合的対策（以下「犯罪収益対策」という。）の企画、研究及び調整に関すること。<br>3 犯罪収益対策に係る資料の整備及び統計に関すること。  |
|            |            | 犯罪収益対策管理  | 1 クレジットカード等の電子決済システムの不正利用に係る犯罪に関する情報の収集、分析及び管理並びに犯罪の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。<br>2 犯罪収益対策に係る広報並びに関係機関、団体等との連絡及び調整に関すること。   |
|            | 第一犯罪収益捜査   | 犯罪収益捜査情報  | 1 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に規定する疑わしい取引に関する情報等の収集、分析及び管理に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。  |
|            |            | 犯罪収益捜査指導  | 1 組織的犯罪処罰法に規定する不法収益等及び犯罪収益等並びに国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）に規定する薬物犯罪収益等に係る規制等の指導及び犯罪の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。<br>2 犯罪収益移転防止法に係る指導及び犯罪（犯罪収益移転防止法に規定する疑わしい取引に関する情報に係る犯罪を含む。）の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。<br>3 クレジットカード等の電子決済システムの不正利用に係る犯罪の捜査の指導及び取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。 |
|            |            | 没収保全第一<br>没収保全第二  | 1 組織的犯罪処罰法に規定する不法収益等及び犯罪収益等並びに麻薬特例法に規定する薬物犯罪収益等の没収、追徴その他の犯罪収益の剥奪に関すること。   |
|            | 第二犯罪収益捜査   | 犯罪収益捜査第一  | 1 組織的犯罪処罰法に規定する不法収益等及び犯罪収益等並びに麻薬特例法に規定する薬物犯罪収益等に係る犯罪の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。<br>2 犯罪収益移転防止法に係る犯罪（犯罪収益移転防止法に規定する疑わしい取引に関する情報に係る犯罪を含む。）の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。   |
|            |            | 犯罪収益捜査第二  |   |
|            |            | 犯罪収益捜査第三  |   |
|            |            | 犯罪収益捜査第四  |   |
|            | 第三犯罪収益捜査   | 犯罪収益捜査第五  | 3 クレジットカード等の電子決済システムの不正利用に係る犯罪の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。   |
| 犯罪収益捜査第六   |            |   |   |
| 犯罪収益捜査第七   |            |   |   |
| 犯罪収益捜査第八   |            |   |   |
| 国際犯罪対策     | 第一国際犯罪対策   | 第一対策  | 1 課内の庶務に関すること。  |
|            |            | 第二対策  | 2 国際犯罪組織に係る総合的対策の企画及び調整に関すること。  |
|            |            | 第三対策  | 1 国際犯罪組織に係る情報の集約、分析及び管理に関すること。<br>2 国際犯罪組織の国際的な活動に係る犯罪の取締りに関すること。   |
|            | 第二国際犯罪対策   | 第四対策  | 1 国際捜査共助及び国際犯罪捜査に関する企画、指導、調査、研究並びに内外関係機関との連絡調整に関すること。<br>3 在日米軍に関する犯罪の捜査に関すること。<br>3 航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約第13条の規定の実施に関する法律（昭和45年法律第112号）に関すること。  |
|            |            | 第五対策  | 1 水際における国外逃亡被疑者等の捜査に関すること。  |

|          |       |         |  |
|----------|-------|---------|--|
|          |       |         | 2 国際捜査共助及び国際犯罪捜査に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。  |
|          |       | 第六対策    | 1 外国人の不正な滞在の仲介、ほう助等をする国際犯罪組織に係る犯罪の取締りに関すること。   |
|          |       | 第七対策    |  |
| 第三国際犯罪対策 |       | 第八対策    | 1 国際犯罪組織に係る実態解明に関すること。   |
|          |       | 第九対策    |  |
|          |       | 第十対策    |  |
| 第四国際犯罪対策 |       | 第十一対策   | 1 在留外国人に係る総合的対策の企画及び調整に関すること。  |
|          |       | 第十二対策   |  |
| 第一国際捜査   |       | 第一捜査    | 1 国際犯罪組織に係る犯罪の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。   |
|          |       | 第二捜査    |  |
|          |       | 第三捜査    | 2 国際捜査共助及び国際犯罪捜査に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。  |
|          |       | 第四捜査    |  |
|          |       | 第五捜査    |  |
| 第二国際捜査   |       | 第六捜査    |  |
|          |       | 第七捜査    |  |
|          |       | 第八捜査    |  |
|          |       | 第九捜査    |  |
|          |       | 第十捜査    |  |
| 第三国際捜査   |       | 第十一捜査   |  |
|          |       | 第十二捜査   |  |
|          |       | 第十三捜査   |  |
|          |       | 第十四捜査   |  |
| 第四国際捜査   |       | 第十五捜査   |  |
|          |       | 第十六捜査   |  |
|          |       | 第十七捜査   |  |
|          |       | 第十八捜査   |  |
| 第五国際捜査   |       | 第十九捜査   |  |
|          |       | 第二十捜査   |  |
|          |       | 第二十一捜査  |  |
|          |       | 第二十二捜査  |  |
| 暴力団対策    | 暴対管理  | 暴対管理第一  | 1 課内の庶務に関すること。<br>2 暴力団その他犯罪組織の捜査に係る連絡調整に関すること（他の分掌事務に属するものを除く。）。  |
|          |       | 暴対管理第二  | 1 暴力団その他犯罪組織に係る資料の整備及び統計に関すること（他の分掌事務に属するものを除く。）。  |
|          |       | 暴対管理第三  | 1 暴力団等に係る情報管理及び照会に関すること。   |
|          | 暴対企画  | 暴対企画    | 1 暴力団等に係る総合的対策の企画及び調整に関すること。<br>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）及び東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴力団排除条例」という。）の運用に係る指導、教養等に関すること。 |
|          |       | 特別排除    | 1 暴力団排除条例違反事件の捜査に関すること。<br>2 暴力団排除条例に基づく行政命令等に関すること。   |
|          |       | 保護対策    | 1 暴力団等に係る事件関係者等の保護対策に関すること。  |
|          | 暴力団排除 | 暴力団排除第一 | 1 暴力団等（特殊暴力グループを除く。）の排除活動に関すること。<br>2 暴力団等の排除活動に係る犯罪の取締りに関すること。<br>3 暴力団等の排除関係団体との連絡及び調整に関すること。<br>4 公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターに関すること。                  |
|          |       | 暴力団排除第二 | 1 暴力団対策法に基づく責任者講習に関すること。   |
|          |       | 暴力団排除第三 | 1 暴力団等に係る相談の受理に関すること。<br>2 暴力団等からの離脱の意志を有する者に対する援護措置に関すること。  |
|          |       | 暴力団排除第四 | 1 暴力団等を相手方とする民事訴訟の支援に関すること。<br>2 暴力団等の排除活動に係る犯罪の取締りに関すること。   |
|          |       | 行政命令    | 1 暴力団対策法に基づく行政命令等に関すること。<br>2 暴力団対策法違反事件の捜査に関すること。   |
|          |       | 特殊暴力対策  | 1 特殊暴力グループに係る排除活動に関すること。<br>2 特殊暴力グループに係る情報の収集に関すること。<br>3 株主総会対策に関すること。<br>4 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に関すること。  |
|          | 暴力団情報 | 暴力団情報第一 | 1 暴力団等に係る情報の収集に関すること。  |

|           |   |  |   |   |
|-----------|---|--|---|---|
|           |   |  | 2 暴力団等に係る情報の統括事務に関すること。                         |   |
|           | 暴力団情報第二   |  | 1 暴力団等の視察内偵に関すること。<br>2 暴力団等に係る事件情報の収集に関すること。   |   |
|           | 暴力団情報第三   |  | 1 暴力団その他犯罪組織に係る情報の収集に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。     |   |
|           | 暴力団指定第一   |  | 1 暴力団対策法に基づく指定暴力団の指定に関すること。                     |   |
|           | 暴力団指定第二   |  |   |   |
|           | 暴力団指定第三   |  |   |   |
|           | 暴力団指定第四   |  |   |   |
|           | 暴力団指定第五   |  |   |   |
|           | 暴力団指定第六   |  |   |   |
| 実態解明      | 実態解明第一<br>実態解明第二<br>実態解明第三<br>実態解明第四                          |  | 1 暴力団その他犯罪組織に係る実態解明に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。      |   |
| 広域暴力団対策   | 広域暴力団対策第一<br>広域暴力団対策第二<br>広域暴力団対策第三                           |  | 1 広域暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。<br>2 暴力団等に係る広域対策に関すること。 |   |
| 第一暴力犯捜査   | 第一<br>第二<br>第三<br>第四  |  | 1 暴力団その他犯罪組織に係る犯罪の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。    |   |
| 第二暴力犯捜査   | 第五<br>第六<br>第七<br>第八  |  |   |   |
| 第三暴力犯捜査   | 第九<br>第十<br>第十一<br>第十二  |  |   |   |
| 第一暴力犯特別捜査 | 暴力犯特別捜査第一<br>暴力犯特別捜査第二<br>暴力犯特別捜査第三<br>暴力犯特別捜査第四<br>暴力犯特別捜査第五 |  |   | 1 暴力団その他犯罪組織に係る犯罪の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。<br>2 暴力団その他犯罪組織に関連する事件の特命捜査に関すること。<br>3 特殊暴力犯罪の取締りに関すること。  |
| 第二暴力犯特別捜査 | 暴力犯特別捜査第六<br>暴力犯特別捜査第七<br>暴力犯特別捜査第八<br>暴力犯特別捜査第九<br>暴力犯特別捜査第十 |  |   |   |
| 薬物銃器対策    | 薬物銃器対策第一  |  |   | 1 課内の庶務に関すること。<br>2 薬物銃器対策の調整に関すること。  |
|           | 薬物銃器対策第二  |  |   | 1 薬物銃器対策の企画、広報啓発及び資料の整備に関すること。<br>2 薬物事犯及び銃器事犯に係る統計及び手口資料に関すること。<br>3 薬物濫用防止及び薬物再犯防止に関する関係機関、団体等との連絡及び調整に関すること。<br>4 薬物事犯及び銃器事犯に係る犯罪組織に関する情報管理及び照会に関すること。 |

|          |          |   |
|----------|----------|---|
| 薬物銃器捜査指導 | 薬物捜査指導第一 | 1 薬物事犯の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。<br>2 薬物事犯の取締りに係る連絡調整及び捜査共助（他の分掌に属するものを除く。）に関する事。                                    |
|          | 薬物捜査指導第二 | 1 薬物事犯の取締りに関すること（他の分掌に属するものを除く。）。<br>2 薬物事犯の取締りの実務指導、支援及び教養に関する事。<br>3 東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成17年東京都条例第67号）に基づく取締りに関すること。 |
|          | 薬物捜査指導第三 | 1 インターネット利用の薬物事犯の取締りに関すること。<br>2 インターネット利用の薬物事犯の取締りの指導、支援及び教養に関する事。   |
|          | 銃器捜査指導   | 1 銃器事犯の取締りに関すること。<br>2 銃器事犯の取締りの指導及び教養に関する事。<br>3 銃器事犯の取締りに係る連絡調整及び捜査共助に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。                         |
| 第一薬物捜査   | 薬物捜査第一   | 1 薬物事犯の取締りに関すること。   |
|          | 薬物捜査第二   |   |
|          | 薬物捜査第三   |   |
|          | 薬物捜査第四   |   |
| 第二薬物捜査   | 薬物捜査第五   |   |
|          | 薬物捜査第六   |   |
|          | 薬物捜査第七   |   |
|          | 薬物捜査第八   |   |
| 第三薬物捜査   | 薬物捜査第九   |   |
|          | 薬物捜査第十   |   |
|          | 薬物捜査第十一  |   |
|          | 薬物捜査第十二  |   |
| 銃器捜査     | 銃器捜査第一   | 1 銃器事犯の取締りに関すること。   |
|          | 銃器捜査第二   |   |
|          | 銃器捜査第三   |   |
|          | 銃器捜査第四   |   |

組織犯罪対策総務課の附置機関

| 附置機関名              | 係            | 分掌事務   |
|--------------------|--------------|--|
| 警視庁<br>組織犯罪対策情報分析室 | 組織犯罪対策情報分析第一 | 1 組織犯罪対策に係る情報の集約及び分析並びに犯罪の取締りに関すること。                                       |
|                    | 組織犯罪対策情報分析第二 |  |
|                    | 組織犯罪対策情報分析第三 |  |
|                    | 組織犯罪対策情報分析第四 |  |
|                    | 組織犯罪対策情報分析第五 |  |
|                    | 組織犯罪対策情報分析第六 |  |
|                    | 組織犯罪対策情報指導   | 1 組織犯罪対策に係る情報収集の指導及び教養に関する事。<br>2 組織犯罪対策に係る情報の収集及び集約に関する事（他の分掌に属するものを除く。）。 |